

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年3月27日

【事業年度】 第28期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 シークス株式会社

【英訳名】 SIIIX Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 瀬 晃 治

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町一丁目4番9号

【電話番号】 06(6266)6400(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経理部長 大 野 精 二

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区備後町一丁目4番9号

【電話番号】 06(6266)6400(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経理部長 大 野 精 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (百万円)	235,035	212,768	233,153	242,804	223,037
経常利益 (百万円)	9,002	9,146	10,513	8,717	5,634
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,717	6,698	7,093	6,414	3,695
包括利益 (百万円)	4,648	4,942	7,370	3,871	3,436
純資産 (百万円)	49,739	51,573	57,609	56,016	58,249
総資産 (百万円)	109,957	109,695	130,526	137,350	143,391
1株当たり純資産額 (円)	986.35	1,042.20	1,162.33	1,178.04	1,224.26
1株当たり当期純利益 (円)	137.94	133.81	144.01	131.45	78.21
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	133.84	126.28	135.76	123.85	73.56
自己資本比率 (%)	45.1	46.8	43.9	40.5	40.3
自己資本利益率 (%)	14.8	13.3	13.1	11.4	6.5
株価収益率 (倍)	13.6	14.7	16.8	10.9	19.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,996	6,333	4,536	966	8,945
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,113	5,450	9,211	6,515	9,602
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,352	4,171	6,410	7,991	2,923
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	12,473	8,776	10,574	12,813	15,035
従業員数 (名)	10,352	10,820	11,659	13,632	12,721

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で分割いたしました。これにともない、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第28期より適用しており、第27期の主要な経営指標等は、当該基準等を遡って適用した指標等を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月		2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高	(百万円)	86,187	76,561	82,658	85,186	87,787
経常利益	(百万円)	2,118	3,185	2,653	2,728	2,708
当期純利益	(百万円)	1,774	3,072	958	2,362	2,283
資本金	(百万円)	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144
発行済株式総数	(千株)	25,200	25,200	25,200	50,400	50,400
純資産	(百万円)	14,683	14,442	14,474	11,270	12,232
総資産	(百万円)	39,404	38,038	43,994	48,824	54,049
1株当たり純資産額	(円)	292.07	293.23	293.23	237.45	257.61
1株当たり配当額	(円)	42.00	50.00	52.00	27.00	28.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(18.00)	(24.00)	(26.00)	(13.50)	(14.00)
1株当たり当期純利益	(円)	36.45	61.37	19.46	48.42	48.32
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	35.36	57.92	18.34	45.62	45.45
自己資本比率	(%)	37.3	38.0	32.8	23.0	22.5
自己資本利益率	(%)	14.7	21.1	6.6	18.4	19.5
株価収益率	(倍)	51.3	32.1	124.2	29.5	31.5
配当性向	(%)	57.6	40.7	133.6	55.8	57.9
従業員数	(名)	149	176	177	179	201
(外、平均臨時雇用者数)		[28]	[18]	[12]	[13]	[15]
株主総利回り	(%)	148.4	158.4	195.3	120.0	129.5
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(112.1)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)
最高株価	(円)	3,940	4,265	5,040	2,733 (5,260)	1,874
最低株価	(円)	2,310	2,640	3,785	1,280 (4,170)	1,100

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 「従業員数」には関係会社への出向者は含んでおりません。なお、各期における当該出向者数は、第24期94名、第25期107名、第26期121名、第27期126名、第28期123名となっております。

4 第25期の1株当たり配当額50円には、設立25周年記念配当2円を含んでおります。

5 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で分割いたしました。これにともない、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、第24期から第26期の発行済株式総数、1株当たり配当額、最高株価および最低株価については、株式分割前の株式数、配当額、株価をそれぞれ記載しております。

また、第27期の株価については、株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価および最低株価を()内に記載しております。

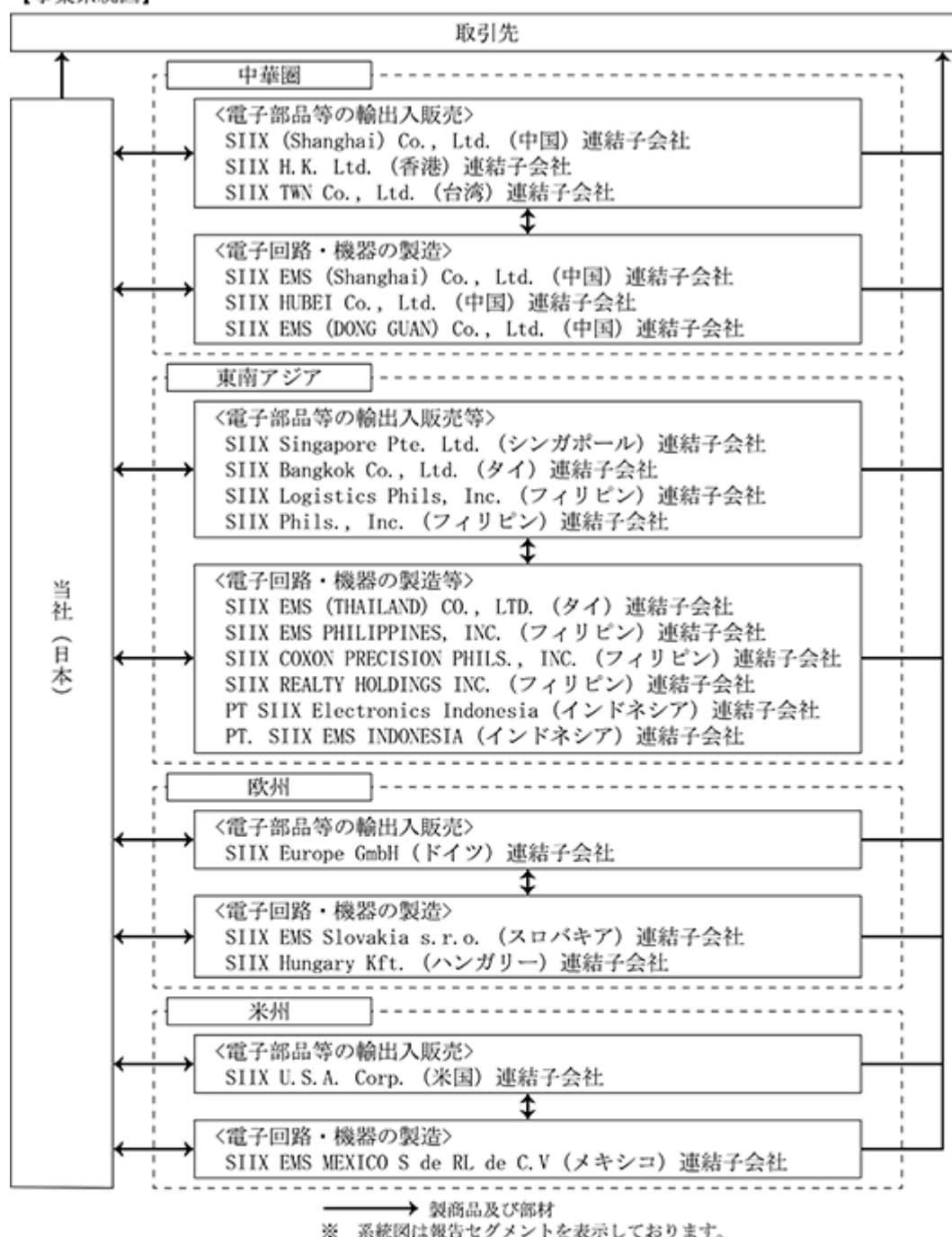
6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第28期より適用しており、第27期の主要な経営指標等は、当該基準等を遡って適用した指標等を記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
1992年7月	サカタインクス(株)の海外事業部が分離・独立し、同社の全額出資により(資本金10億円)、大阪市西区に「サカタインクスインターナショナル(株)」を設立。
1992年10月	サカタインクス(株)の印刷インキ事業以外の海外事業部関連の海外子会社および関連会社・合併会社等をすべて当社が引継ぐ。
1994年7月	(株)PFUと当社の合併でPFU Technology Singapore Pte. Ltd.(現PFU Asia Pacific Pte. Ltd.)(合併会社)を設立し、電子機器の開発、販売を開始。
1995年3月	バンドー化学(株)と当社の合併で香港にBando Sakata Ltd.(現Bando SIIX Ltd.)(関連会社)を設立し、複写機用部品の販売を開始。
1996年1月	株式の額面金額50,000円を50円に変更するため形式上の存続会社であるサカタインクスインターナショナル(株)(旧株ミートショップナカノ:1995年9月に商号変更)と合併。
1996年2月	日本の大手オーディオメーカー向けに香港・中国での委託生産による音響機器のOEM供給を開始。
1997年2月	フィリピンに電子部品・機器等の販売・物流のためのSakata Inx Logistics Phils. Inc.(現SIIX Logistics Phils, Inc.)(現連結子会社)を設立。
1997年12月	台湾に電子部品・機器販売のためのSakata Inx TWN Co., Ltd.(現SIIX TWN Co., Ltd.)(現連結子会社)を設立。
1998年7月	社名をサカタインクスインターナショナル(株)からシークス(株)に変更。それにともない海外子会社と一部の関連会社の社名も変更。
1999年7月	中国 上海市にSIIX (Shanghai) Co., Ltd.(現連結子会社)を設立。
1999年9月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
2000年5月	株式売買単位を1,000株から100株に変更。
2000年6月	Charoen Sakata(Thailand)Co., Ltd.(現SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.)を連結子会社化。
2000年11月	東京証券取引所市場第二部に上場。(サカタインクス(株)の子会社から関連会社へ)
2001年3月	タカヤ(株)と当社の合併で中国・上海にTakaya SIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.(関連会社)を設立。
2001年8月	スロバキアにSluzba SIIX Electronics s.r.o.(現SIIX EMS Slovakia s.r.o.)(現連結子会社)を設立。
2002年6月	中国 東莞市にSIIX EMS Dongguan Ltd.(現SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.)(現連結子会社)を設立。
2004年4月	SIIX Singapore Pte. Ltd.(現連結子会社)がインドネシアのPT PFU Technology Indonesiaの株式を取得したことにともない同社を連結子会社化。
2004年12月	本社を大阪市中央区備後町1-4-9(現所在地)に移転。
2005年2月	株式を1株につき2株の割合をもって分割。
2005年6月	東京証券取引所および大阪証券取引所市場第一部に指定。
2006年1月	PT SIIX Electronics Indonesia(現連結子会社)を存続会社としてPT PFU Technology Indonesiaと合併。
2007年9月	メキシコにSIIX MEXICO, S.A DE C.V.(非連結子会社)を設立。
2007年12月	SIIX Bangkok Co., Ltd.(現連結子会社)がロジスティック・センターを設立。
2008年1月	株式を1株につき2株の割合をもって分割。
2008年10月	東京営業部(現東京本社)を東京都千代田区九段南2-3-25(現所在地)に移転。
2008年12月	U.S.A. ZAMA, Inc.の発行済株式の60%を取得。
2009年1月	中国 東莞市にSIIX (Dongguan) Co., Ltd.(非連結子会社)を設立。
2010年2月	神奈川県相模原市にシークスエレクトロニクス(株)(現連結子会社)を設立。
2010年11月	インドネシアにPT. SIIX EMS INDONESIA(現連結子会社)を設立。
2012年2月	中国 上海市にSIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.(現連結子会社)を設立。
2012年7月	会社設立20周年。
2012年12月	U.S.A. ZAMA, Inc.の全所有株式を売却。
2013年5月	フィリピンにSIIX EMS PHILIPPINES, INC.(現連結子会社)を設立。
2013年9月	メキシコにSIIX EMS MEXICO S de RL de C.V(現連結子会社)を設立。
2014年1月	フィリピンにSIIX COXON PRECISION PHILS., INC.(現連結子会社)を設立。
2014年1月	名古屋市中区に名古屋営業部を開設。
2015年5月	美的集団の子会社と当社の合併で中国 佛山市にGuangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.(現持分法適用関連会社)を設立。
2015年6月	シンガポールにSIIX-AGT MEDTECH PTE.LTD.(関連会社)を設立。
2016年11月	ハンガリーにSIIX Hungary Kft.(現連結子会社)を設立。
2017年2月	中国 孝感市にSIIX HUBEI Co., Ltd.(現連結子会社)を設立。
2017年8月	ベトナムにSIIX VIETNAM COMPANY LIMITED(非連結子会社)を設立。
2017年11月	美的集団の子会社と当社の合併で中国 合肥市にHefei Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.(関連会社)を設立。
2018年4月	株式を1株につき2株の割合をもって分割。
2019年2月	マレーシアにSIIX MALAYSIA SDN. BHD.(非連結子会社)を設立。

事業の系統図は、次のとおりであります。

【事業系統図】



【全社(共通)】

＜電子回路・機器の製造、技術開発および技術支援＞
 シークスエレクトロニクス株式会社(日本) 連結子会社

【その他の関係会社】

＜印刷インキ製造業＞
 サカタインクス株式会社

※当社は、上記以外に、以下の企業集団を含めた拠点網をベースに事業活動を展開しております。

【非連結子会社】

SIIX (Dongguan) Co., Ltd. (中国)
 SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)
 SIIX MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア)
 PT. SIIX Trading Indonesia (インドネシア)
 SIIX MEXICO, S.A DE C.V. (メキシコ)
 SIIX do Brasil Ltda. (ブラジル)

【持分法適用関連会社】

Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd. (中国)
 KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION (フィリピン)

【主な持分法非適用関連会社】

Takaya SIIX Electronics (Shanghai) CO., Ltd. (中国)
 Hefei Midea-SIIX Electronics Co., Ltd. (中国)
 Bando SIIX Ltd. (香港)
 SIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD. (シンガポール)
 DELSA, INC. (フィリピン)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有・被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) SIIX (Shanghai) Co., Ltd. (注) 1	中国 上海市	千中国元 53,704	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. (注) 1	中国 上海市	千中国元 310,357	電子回路・ 機器の製造	91.81	-	資金の援助 役員の兼任4名 (うち従業員3名)
SIIX HUBEI Co., Ltd. (注) 1	中国 湖北省	千中国元 156,762	電子回路・ 機器の製造	100.00	-	資金の援助 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. (注) 1	中国 広東省	千中国元 133,951	電子回路・ 機器の製造	100.00 (100.00) (注) 2	-	役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX H.K. Ltd. (注) 1	中国 香港	千香港ドル 4,000	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任2名 (うち従業員1名)
SIIX TWN Co., Ltd.	台湾 台北市	千台湾ドル 5,000	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任4名 (うち従業員3名)
SIIX Singapore Pte. Ltd. (注) 1、4	シンガポール	千U.S.ドル 31,144	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任3名 (うち従業員1名)
SIIX Bangkok Co., Ltd. (注) 1	タイ サムトラカン県	千バーツ 30,000	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任5名 (うち従業員4名)
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. (注) 1	タイ サムトラカン県	千バーツ 309,100	電子回路・ 機器の製造	100.00	-	原材料の販売 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX Logistics Phils, Inc. (注) 1	フィリピン ラグナ州	千U.S.ドル 18,315	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任5名 (うち従業員4名)
SIIX Phils., Inc.	フィリピン ラグナ州	千フィリピンペソ 29,700	自動車部品、 化成品等の販売	100.00	-	商品の販売 役員の兼任5名 (うち従業員4名)
SIIX EMS PHILIPPINES, INC. (注) 1	フィリピン ラグナ州	千U.S.ドル 11,036	電子回路・ 機器の製造	100.00	-	資金の援助 役員の兼任5名 (うち従業員4名)
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. (注) 1	フィリピン ラグナ州	千U.S.ドル 9,000	プラスチック成形 および金型製造	55.00	-	資金の援助 役員の兼任6名 (うち従業員6名)
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	フィリピン ラグナ州	千フィリピンペソ 2,000	製造子会社等 への土地貸与	40.03 (40.03) (注) 2	-	役員の兼任2名 (うち従業員2名)
PT SIIX Electronics Indonesia (注) 1	インドネシア パタム島	千U.S.ドル 1,980	電子回路・ 機器の製造	100.00 (100.00) (注) 2	-	役員の兼任4名 (うち従業員3名)
PT. SIIX EMS INDONESIA (注) 1	インドネシア ウェストジャワ州 カラワン県	千U.S.ドル 14,001	電子回路・ 機器の製造	100.00 (100.00) (注) 2	-	商品の販売・仕入 役員の兼任4名 (うち従業員3名)
SIIX Europe GmbH	ドイツ ヴェリッヒ市	千ユーロ 1,022	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX EMS Slovakia s.r.o. (注) 1	スロバキア ニトラ市	千ユーロ 3,634	電子回路・ 機器の製造	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX Hungary Kft. (注) 1	ハンガリー ナジケーレシュ市	千ユーロ 15,001	電子回路・ 機器の製造	100.00	-	資金の援助 役員の兼任3名 (うち従業員2名)
SIIX U.S.A. Corp. (注) 1、4	米国 イリノイ州	千U.S.ドル 46,000	電子部品等の 輸出入販売	100.00	-	商品の販売・仕入 役員の兼任2名 (うち従業員1名)
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V (注) 1	メキシコ サンルイスポトシ州	千U.S.ドル 37,200	電子回路・ 機器の製造	100.00 (100.00) (注) 2	-	役員の兼任3名 (うち従業員2名)
シークスエレクトロニク ス株式会社 (注) 1	神奈川県 相模原市緑区	百万円 290	電子回路・機器の 製造、技術開発 および技術支援	100.00	-	資金の援助 役員の兼任3名 (うち従業員2名)

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有・被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社) Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.	中国 広東省	千中国元 50,000	商業用空調機器用 電子基板製造等	25.00 (25.00) (注) 2	-	役員の兼任 1 名
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	フィリピン メトロマニラ モンテニルバ市	千フィリピンペソ 101,430	オートバイの 組立・販売	20.06	-	商品の販売 役員の兼任 2 名 (うち従業員 2 名)
(その他の関係会社) サカタインクス株 (注) 3	大阪市西区	百万円 7,472	印刷インキ製造業	-	22.88	商品の仕入 役員の兼任 1 名

- (注) 1 特定子会社に該当しております。
2 議決権に対する所有割合欄の()書は、間接所有(内数)を表しております。
3 有価証券報告書の提出会社であります。
4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益又は 経常損失() (百万円)	当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
SIIX Singapore Pte. Ltd.	42,265	2,747	2,296	13,323	21,374
SIIX U.S.A. Corp.	53,074	1,890	1,356	9,205	22,402

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	201
中華圏	3,243
東南アジア	7,089
欧州	590
米州	1,506
全社(共通)	92
合計	12,721

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
201 (15)	35.8	7.8	6,775

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	201 (15)
合計	201 (15)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均勤続年数は、1992年の分社後の平均勤続年数を表しております。
4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
5 上記従業員以外の当社の関係会社への出向者は123名となっております。
6 当事業年度において、当社の従業員数は、当社グループの業容拡大にともない、「日本」セグメントにおいて22名増加しております。

(3) 労働組合の状況

当社および国内連結子会社では労働組合は結成されておられません。

また、一部の海外連結子会社では労働組合が結成されておりますが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

近年、市場のグローバル化と消費者ニーズの多様化が益々進展し、企業は部材調達・製造・販売・物流等、事業活動のあらゆる面において、グローバルベースで、経営資源の最適な配置・活用を図ることが重要な経営課題になっております。当社グループは、このような企業の新たな課題に対して解決策を提供することを事業目的とし、永年にわたり手がけてきたエレクトロニクス関連分野を中心に、「世界に点在する様々なニーズを自在にコーディネートし、顧客に具体的なビジネスメリットを提供する『グローバル・ビジネス・オーガナイザー』として活動すること」を事業の基本方針としております。こうした企業活動を通して「世界のリソースの有効活用を追求し、社会システムの活性化と人類の進歩に貢献すること」を当社グループの企業理念としております。

(2) 目標とする経営指標

2020年を最終年度とする中期経営計画の基本戦略やKPIについての見直しは行いませんが、当該中期計画策定時と比較し、米中貿易摩擦の影響や中国景気の減速等の経済環境を踏まえ、連結売上高2,360億円、連結営業利益75億円を2020年度の業績目標と致します。

なお、為替レートは、米ドルについては108円を前提としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

電子化、モジュール化がグローバルベースであらゆる産業に広がる中、当社は豊富な海外ビジネスキャリアにもとづき、様々な形態のビジネスの創造を行って参ります。

創業来行ってきた電子部品の調達代行の他、顧客企業に代わり製造の一部を請け負うEMS事業、さらには完成品への対応力の一環とした成形・金型製造事業を中心に、今後も「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、世界各地で質の高いサービスをワンストップで顧客企業に提供し、「信頼」をキーワードに、事業の拡大に努めて参ります。

(4) 対処すべき課題

各国が自国中心主義やそれにともない、各国間で貿易摩擦が発生するなか、適地調達、適地生産、適地販売の必要性が増しております。当社はこのような顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取り組んでおります。

電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化

経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践

顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充

拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求

製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保

環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓

資産効率の継続的改善

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関連する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。当社グループの事業等はこれら以外にも様々なリスクをともっており、ここに記載されたものがリスクのすべてではありません。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市況変動

当社グループのコア事業が関連しておりますエレクトロニクス業界は、技術革新や新製品の開発によって大きな市場の成長を見込める反面、メーカー間の競争激化、商品の早期陳腐化等により予想外の価格低下、需給バランスの変化等が起こる可能性があります。例えばデジタル家電市場等においては上記のような傾向が比較的強く、予期せぬ需給ギャップが発生することによって、生産調整、受注取消、設備過剰、在庫増加・陳腐化、利益率低下等、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動

当社グループは、様々な通貨・条件で海外との取引を行っているため、為替リスクの回避に注意を払っております。基本的に、(a)同一通貨による仕入と販売、(b)為替予約、(c)顧客との為替リスク負担に関する取決め等により、為替リスクをヘッジしておりますが、急激な為替変動が、売上高および利益に影響を与えることがあります。

(3) 事業活動

当社グループは、グローバルネットワークを活用した国内外での取引に強みを発揮しており、現在、国内子会社として1社、在外子会社として27社および持分法適用関連会社2社等をあわせて、グローバルに活動しております。そのため、所在国・地域の政治経済情勢の悪化、法律・規制・税制の変更、通貨政策の変更、社会的混乱等のカントリーリスク、自然災害の発生によるハザードリスクや感染症の蔓延等が、直接または間接的に当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金調達・金利変動

当社グループは、金融機関からの借入れ等により必要な事業資金を調達しております。実行に際しては金利動向に応じ、適宜、変動ないし固定金利調達としている他、デリバティブ取引（金利スワップ契約等）を活用することで金利変動リスクを軽減しておりますが、予期せぬ市場金利の変動が当社グループの損益に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質管理

当社グループでは国内外を問わず生産する全ての商品について、万全の品質管理に努めております。連結ベースで、シークスグループの品質問題への対応を組織的に行っており、品質最高責任者は社長と定めております。シークスグループ品質方針は、次のとおりであります。

『当社グループは、エレクトロニクス関連分野を中心に、商社機能とメーカー機能を併せ持ち、「世界に点在する様々なニーズを自在にコーディネートし、顧客に具体的なビジネスメリット(顧客価値)QCD Sを提供する『グローバル・ビジネス・オーガナイザー』たること」を基本方針とし、「世界のリソースの有効活用を追求し、社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する」ことを目指して継続的な改善、改革を含めた企業活動を推進する。』

このような方針のもと、活動は進めているものの予期せぬ重大なクレームが発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、良好な雇用情勢を背景として個人消費は堅調に推移しましたが、主に対中輸出の減少により製造業の景況感に減速傾向が見られました。欧州では、外需の減速や製造業の低迷が景気を下押しする要因となった一方、個人消費が景気を下支えています。アジアにおいて、中国では、米中貿易摩擦の長期化や内需回復の遅れにより景気の減速傾向が続きました。その他のアジア各国では、中国を中心とした外需の減速により、輸出が軟調に推移しています。日本では、個人消費は底堅さを維持しましたが、グローバル経済の影響により輸出が減少し、製造業の減速感が強まっています。世界経済全体において、米中通商交渉や中国経済の動向といった不確実性が重石となり、景気の停滞感が続く状況となりました。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,230億3千7百万円と前連結会計年度に比べて197億6千6百万円の減少(8.1%減)となりました。利益面では、営業利益は55億6百万円と前連結会計年度に比べて31億1千8百万円の減少(36.2%減)となり、経常利益は56億3千4百万円と前連結会計年度に比べて30億8千2百万円の減少(35.4%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は36億9千5百万円となり、前連結会計年度に比べて27億1千9百万円の減少(42.4%減)となりました。

なお、当連結会計年度における当社の主要通貨の平均為替レートは、米ドルが109.07円(前連結会計年度比1.4%円高)、ユーロが122.06円(前連結会計年度比6.5%円高)、中国元が15.78円(前連結会計年度比5.7%円高)、タイバーツが3.52円(前連結会計年度比2.9%円安)、香港ドルが13.92円(前連結会計年度比1.3%円高)であります。

また、当連結会計年度における業績の分析等については、セグメント別の業績および要因に記載しております。

セグメント別の業績および要因は次のとおりであります。本文中の「セグメント利益」および「セグメント損失」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(日本)

産業機器用部材および車載関連機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は877億8千7百万円と前連結会計年度に比べて26億円の増加(3.1%増)となり、セグメント利益は9億4千8百万円と前連結会計年度に比べて1千9百万円の増加(2.1%増)となりました。

(中華圏)

中国の景気減速の影響を受けた国内販売の低迷および中国元に対する円高影響等により、当セグメントの売上高は818億6千万円と前連結会計年度に比べて87億9百万円の減少(9.6%減)となりました。利益面では、売上高が減少したことに加えて、製造拠点のコスト負担が増加したこと等により、セグメント利益は19億7千1百万円と前連結会計年度に比べて16億8千6百万円の減少(46.1%減)となりました。

(東南アジア)

情報機器用部材および産業機器用部材の出荷が堅調に推移しましたが、前連結会計年度末において、一部の顧客との購買代行ビジネスが終息したことにより、当セグメントの売上高は842億2千1百万円と前連結会計年度に比べて170億8千万円の減少(16.9%減)となりました。利益面では、利益率の高い情報機器用部材および一部の家電機器用部材の出荷が増加した影響等により、セグメント利益は37億5百万円と前連結会計年度に比べて1億7千4百万円の増加(4.9%増)となりました。

(欧州)

産業機器用部材および車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移しましたが、ユーロに対する円高影響等により、当セグメントの売上高は117億6千2百万円と前連結会計年度に比べて6億2百万円の減少(4.9%減)となりました。利益面では、売上高が減少したこと等により、9千7百万円のセグメント損失(前連結会計年度は2千万円のセグメント損失)となりました。

(米州)

産業機器用部材および車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移したことにより、当セグメントの売上高は530億7千4百万円と前連結会計年度に比べて4億7千4百万円の増加(0.9%増)となりました。利益面では、輸入に係る追加関税の負担が増加したことやメキシコ工場における設備投資および労働力確保のためのコスト増加等により、13億1千4百万円のセグメント損失(前連結会計年度は3億2千4百万円のセグメント利益)となりました。

財政状態の状況

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度より適用しており、当該基準等を遡って適用した前連結会計年度の数値との比較および分析を行っております。

（資産）

総資産は、前連結会計年度末に比べて60億4千万円増加(4.4%増)し、1,433億9千1百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金22億5千4百万円の増加(17.5%増)および売掛金26億5千万円の減少(7.1%減)等により、前連結会計年度末に比べて5億3百万円増加(0.5%増)し、1,019億9千万円となりました。

固定資産は、各海外生産拠点での設備投資にともなう機械装置(純額)17億1千1百万円の増加(17.5%増)およびIFRS第16号「リース」の適用等にともなうその他有形固定資産24億7千万円の増加等により、前連結会計年度末に比べて55億3千6百万円増加(15.4%増)し、414億円となりました。

（負債）

負債合計は、前連結会計年度末に比べて38億7百万円増加(4.7%増)し、851億4千1百万円となりました。

流動負債は、買掛金19億6千6百万円の減少(6.8%減)等がありましたが、償還期限が1年以内となった新株予約権付社債59億4千8百万円を流動負債へ組替えたことにより、前連結会計年度末に比べて52億7千7百万円増加(8.3%増)し、688億7千2百万円となりました。

固定負債は、設備投資等にともなう長期借入金29億6千1百万円の増加(39.7%増)およびIFRS第16号「リース」の適用にともなうリース債務10億5千3百万円の増加等がありましたが、償還期限が1年以内となった新株予約権付社債59億4千8百万円を流動負債へ組替えたことにより、前連結会計年度末に比べて14億7千万円減少(8.3%減)し、162億6千8百万円となりました。

（純資産）

純資産は、剰余金の配当および親会社株主に帰属する当期純利益の計上にともなう利益剰余金23億9千6百万円の増加(4.7%増)等により、前連結会計年度末に比べて22億3千3百万円増加(4.0%増)し、582億4千9百万円となりました。

この結果、自己資本比率は40.5%から40.3%に減少いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて22億2千2百万円増加(17.3%増)し、当連結会計年度末における資金は150億3千5百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、89億4千5百万円(前連結会計年度は9億6千6百万円の増加)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益56億3千4百万円、減価償却費54億7千7百万円およびたな卸資産の減少額23億9千万円の資金増加要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、96億2百万円(前連結会計年度は65億1千5百万円の減少)となりました。これは主に、各海外生産拠点において行われた業容拡大に向けた設備投資にともなう有形固定資産の取得による支出87億9千7百万円および当社グループ基幹システムへの投資にともなう無形固定資産の取得による支出7億4千3百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、29億2千3百万円(前連結会計年度は79億9千1百万円の増加)となりました。これは主に、各海外生産拠点における設備投資にともなう長期借入金の純増加額33億3千6百万円によるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の状況

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
日本	84,369	2.2
中華圏	73,139	15.1
東南アジア	78,492	19.6
欧州	10,421	6.7
米州	52,160	3.4
合計	298,583	9.9

- (注) 1 金額については、仕入価格により表示しております。
2 金額については、セグメント間の内部仕入高又は振替高を含んでおります。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日本	87,787	3.1
中華圏	81,860	9.6
東南アジア	84,221	16.9
欧州	11,762	4.9
米州	53,074	0.9
合計	318,705	6.8

- (注) 1 金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。
2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
North American Lighting, Inc.	24,460	10.1	23,123	10.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において判断したものであります。

経営成績等の分析

近年、当社グループが関連するエレクトロニクス市場では、車載関連機器分野における「CASE」や「Maas」、産業機器分野における「IoT」といった技術革新がグローバルベースで加速的に進んでおります。当社グループにおいては、こうした市場の変化に、部品調達力や高品質の実装技術、成形品対応力を組み合わせ、幅広い事業分野の顧客から革新的なテクノロジーに関するビジネスを獲得することが重要となっております。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,230億3千7百万円と前連結会計年度に比べて197億6千6百万円の減少(8.1%減)、当初の事業計画に比べて209億6千2百万円の減少(8.6%減)となりました。利益面では、営業利益は55億6百万円と前連結会計年度に比べて31億1千8百万円の減少(36.2%減)、当初の事業計画に比べて34億9千3百万円の減少(38.8%減)となりました。

当連結会計年度の業績と当初の事業計画との差異の主な要因は、米州セグメントにおける米中間の追加関税の負担増加やメキシコ工場における設備投資および労働力確保のためのコスト増加、東南アジアセグメントおよび米州セグメントにおける米中間税問題に端を発した中国拠点からタイ、フィリピンおよびメキシコへの生産移管に係る費用の増加および中華圏セグメントにおける中国の景気減速の影響を受けた国内販売の低迷によるものであります。

今後の動向については、2020年より欧州セグメントに属するハンガリー工場において、欧州系車載部品メーカーとのビジネスが本格的に開始されます。中国については、武漢発の新型ウイルス感染の影響が懸念されておりますが、依然として中国市場のポテンシャルは非常に大きく、EV関連部品ビジネスの立ち上げや大口の商談が進んでおります。その他の地域においても、中期的に非日系顧客との大型事業が開始される予定であります。

各経営指標は、以下のとおりであります。

連結経営指標	2019年度 実績 (百万円)	2019年度 計画 (百万円)	2019年度 計画比 (百万円)	2018年度 実績 (百万円)	2018年度 実績比 (百万円)
売上高	223,037	244,000	20,962 (8.6%)	242,804	19,766 (8.1%)
営業利益	5,506	9,000	3,493 (38.8%)	8,625	3,118 (36.2%)

資本の財源および資金の流動性

当社グループの主な資金需要としては、短期的なものとして商品等の仕入、製造費用および販管費等の運転資金、長期的なものとして、生産能力増強および合理化等のための設備投資資金があります。これらの事業運営上必要な資金については、資金の流動性および源泉を安定的に確保することを基本とし、運転資金については、自己資金および金融機関からの短期借入れ、設備投資資金については、金融機関からの長期借入れ等の要否を検討し、資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度における設備投資等の概要ならびに重要な設備投資計画の予定金額とその資金調達方法については、「第3 設備の状況」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は9,082百万円であります。

有形固定資産への投資額は8,308百万円で、その主なものは、東南アジアセグメントに属する海外生産拠点SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.における機械設備投資等1,599百万円、欧州セグメントに属する海外生産拠点SIIX Hungary Kft.における機械設備投資等949百万円、米州セグメントに属する海外販売拠点SIIX U.S.A. Corp.における機械設備投資等565百万円および海外生産拠点SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.における建物投資等784百万円であります。

なお、SIIX U.S.A. Corp.が取得した機械設備等はSIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.に貸与されております。

無形固定資産への投資額は773百万円で、その主なものは当社グループ基幹システムに係るソフトウェア投資等528百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪府中央区)	日本	その他設備	532	5	311 (767)	32	882	111 (9)
東京本社 (東京都千代田区)	日本	その他設備	412	0	922 (216)	1	1,336	59 (4)
名古屋営業部 (名古屋市中区)	日本	その他設備	1	-	- (-)	19	20	31 (2)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品および建設仮勘定であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 在外子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	本社 (中国 上海市)	中華圏	生産設備	2,342	1,543	-	668	4,554	895
SIIX HUBEI Co., Ltd.	本社 (中国 湖北省)	中華圏	生産設備	796	478	-	696	1,971	187
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	本社 (中国 広東省)	中華圏	生産設備	1,274	981	-	394	2,650	2,006
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	本社 (タイ サムトプラカン県)	東南アジア	生産設備	114	2,434	544 (34,864)	83	3,176	2,260
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	本社 (フィリピン ラグナ州)	東南アジア	生産設備	860	991	-	284	2,137	1,218
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	本社 (フィリピン ラグナ州)	東南アジア	生産設備	181	280	-	113	575	438
PT SIIX Electronics Indonesia	本社 (インドネシア パタム島)	東南アジア	生産設備	412	483	-	321	1,217	2,113
PT. SIIX EMS INDONESIA	本社 (インドネシア ウエストジャワ州 カラワン県)	東南アジア	生産設備	573	291	-	365	1,229	727

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	本社 (スロバキア ニトラ市)	欧州	生産設備	104	536	- [1,945]	23	664	326
SIIX Hungary Kft.	本社 (ハンガリー ナジケーレシュ市)	欧州	生産設備	1,333	727	211 (49,546)	967	3,239	237
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V	本社 (メキシコ サンルイスポトシ州)	米州	生産設備	3,548	90	214 (50,724)	188	4,041	1,463
SIIX Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	東南アジア	その他設備	553	16	318 (24,908)	67	955	74
SIIX U.S.A. Corp.	本社 (米国 イリノイ州)	米州	生産、 その他設備	14	2,609	9 (4,077)	112	2,746	43

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品および建設仮勘定等であります。
- 2 []の土地は連結会社以外からの賃借であります。(単位：㎡)
- 3 当社の連結子会社であるSIIX Singapore Pte. Ltd.の帳簿価額のうち、建物及び構築物432百万円および土地125百万円(22,068㎡)は、同じく当社の連結子会社であるSIIX EMS Slovakia s.r.o.に生産設備として貸与されております。
- 4 当社の連結子会社であるSIIX U.S.A. Corp.の帳簿価額のうち、機械装置及び運搬具2,609百万円は、同じく当社の連結子会社であるSIIX EMS MEXICO S de RL de C.Vに生産設備として貸与されております。
- 5 上記金額は帳簿価額を記載しており、連結上の未実現損益調整処理については、考慮しておりません。

(3) 国内子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
シークス エレクトロニクス 株式会社	本社 (神奈川県 相模原市緑区)	全社(共通)	生産設備	459	321	296 (4,216)	38	1,115	92

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品および建設仮勘定であります。
- 2 「機械装置及び運搬具」および「その他」には、リース資産が含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	本社 (タイ サムトラカン県)	東南アジア	生産設備	1,159	921	自己資金	2019年 2月	2020年 2月	生産能力 13%増加
SIIX Hungary Kft.	本社 (ハンガリー ナジケーレシュ市)	欧州	生産設備	845	829	借入金	2019年 3月	2020年 3月	生産能力 249%増加
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	本社 (中国 上海市)	中華圏	生産設備	351	0	自己資金 および 借入金	2019年 12月	2020年 6月	生産能力 14%増加
提出会社	-	-	基幹 システム等	2,040	975	自己資金 および 借入金	2017年 12月	2022年 1月	(注) 2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,400,000	50,400,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	50,400,000	50,400,000		

(注) 提出日現在発行数には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

[1] 2017年度株式報酬型新株予約権

2017年5月22日の取締役会決議により発行した会社法にもとづく新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 3名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 30名	同左
新株予約権の数(個)	6,845	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,690(注)1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	2017年6月7日から 2047年6月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,105 資本組入額 1,053(注)2、6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員および従業員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で株式分割いたしました。これにともない、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

[2] 2018年度株式報酬型新株予約権

2018年3月29日の取締役会決議により発行した会社法にもとづく新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 3名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 7名	同左
新株予約権の数(個)	3,624	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,248(注)1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	2018年4月14日から 2048年4月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,176 資本組入額 1,088(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で株式分割いたしました。これにともない、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

[3] 2019年度株式報酬型新株予約権

2019年3月28日の取締役会決議により発行した会社法にもとづく新株予約権(ストック・オプション)は、次の

とおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 4名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 6名	同左
新株予約権の数(個)	13,051	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,051(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	2019年4月13日から 2049年4月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,602 資本組入額 801(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

[4] 2020年度株式報酬型新株予約権

2020年3月27日の取締役会において決議した会社法にもとづく新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

付与対象者の区分および人数	当社取締役 5名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 5名
新株予約権の数(個)	16,490
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,980(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2020年4月14日から 2050年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 未定 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は2株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

[1] 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

2015年6月23日の取締役会決議により発行した会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづく転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	5,948(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,958,762(注)2、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使期間	(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,010.3(注)3、8 資本組入額 1,006(注)5、8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、本新株予約権の行使に際して、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,948(注)1	同左

(注) 1 本社債の額面金額1百万円につき1個とする。

2 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記(注)3(2)記載の転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、次の から に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合または変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て等をする場合。

時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

(3) 本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたりの特別配当}}{\text{時価}}$$

- (4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるもの限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に34を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る本 に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本 に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2015年12月31日に終了する事業年度	1.20
2016年12月31日に終了する事業年度	1.44
2017年12月31日に終了する事業年度	1.73
2018年12月31日に終了する事業年度	2.07
2019年12月31日に終了する事業年度	2.49

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額は2016年3月30日開催の第24期定時株主総会において、期末配当を1株につき24円とする剰余金処分の議案が可決され、2015年12月期の年間配当金が42円と決定されたこととともない、(3)および(4)の転換価額調整条項等にもとづき2016年4月10日より当初の4,023円から4,021.7円に調整されております。さらに、2017年3月30日開催の第25期定時株主総会において、期末配当を1株につき26円とする剰余金処分の議案が可決され、2016年12月期の年間配当金が50円と決定されたこととともない、(3)および(4)の転換価額調整条項等にもとづき2017年4月10日より4,021.7円から4,020.7円に調整されております。
- 4 本新株予約権者は、2015年8月3日から2020年6月26日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間
- (4) 2020年6月26日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降
- (5) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降
- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- 7 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- 組織再編が生じた場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、次の(1)から(8)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、次の(1)から(8)の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
 承継会社等の普通株式とする。

- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を次の(4)にて定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- (7) 承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項
前記の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定する。
- 8 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で株式分割いたしました。これにともない、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日	25,200,000	50,400,000	-	2,144	-	1,853

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で株式分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	30	24	72	162	13	7,809	8,110	-
所有株式数 (単元)	-	166,165	6,536	136,323	95,214	31	99,691	503,960	4,000
所有株式数 の割合(%)	-	32.97	1.30	27.05	18.89	0.01	19.78	100.00	-

(注) 自己株式3,149,654株は、「個人その他」に31,496単元、「単元未満株式の状況」に54株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
サカティンクス株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目23-37	10,812	22.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,904	8.26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,779	5.88
有限会社フォーティ・シックス	兵庫県神戸市灘区篠原北町4丁目11-10	2,200	4.66
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	2,170	4.59
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,160	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,639	3.47
村井史郎	兵庫県神戸市灘区	1,400	2.96
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578 (常代 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1)	1,032	2.19
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	796	1.69
計		28,894	61.15

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,007千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,050千株
野村信託銀行株式会社(投信口)	796千株

2 上記のほか当社所有の自己株式3,149千株があります。

3 2019年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2019年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,245	4.45
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	363	0.72

- 4 2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三井住友銀行およびその共同保有者である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が2019年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、株式会社三井住友銀行を除いて当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,160	4.29
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階	615	1.22

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるシュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド(Schroder Investment Management Limited)が2019年8月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	3,270	6.49
シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	112	0.22

- 6 2019年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社およびその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)および野村アセットマネジメント株式会社が2019年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	960	1.87
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	422	0.82
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2,962	5.88

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,149,600	-	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,246,400	472,464	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	50,400,000	-	-
総株主の議決権	-	472,464	-

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式54株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シークス株式会社	大阪市中央区備後町 一丁目4番9号	3,149,600	-	3,149,600	6.25
計	-	3,149,600	-	3,149,600	6.25

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	57	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストック・オプションの権利行使)	6,659	12	-	-
保有自己株式数	3,149,654	-	3,149,654	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までに取得および処分した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当事業年度の剰余金の配当については、すでに第2四半期末に1株当たり14円00銭の中間配当を実施しており、期末配当は1株当たり14円00銭とすることを決議いたしました結果、年間配当は1株当たり28円00銭となります。内部留保金は、今後の投資等、将来の事業展開に備えることとし、株主資本利益率の向上を図って参ります。

なお、当社は、会社法第459条第1項各号の規定による剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年8月9日 取締役会決議	661	14.00
2020年3月27日 定時株主総会決議	661	14.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、下記の「シークス・プリンシプル(SIIX Principles)」を企業理念として制定し、すべての役員および従業員が行う企業活動の基本理念としております。

シークス・プリンシプル

《企業理念》

世界の重要なリソースに光をあて、その有効活用の追求により、社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。

《企業目的》

シークスは、世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。

《企業活動の基本精神》

1 . Challenging

全ての企業活動に挑戦的、意欲的に取り組み、革新を生む活動を行う。

2 . Speedy

意思決定や情報伝達など、全ての企業活動においてスピーディであること。

3 . Fair

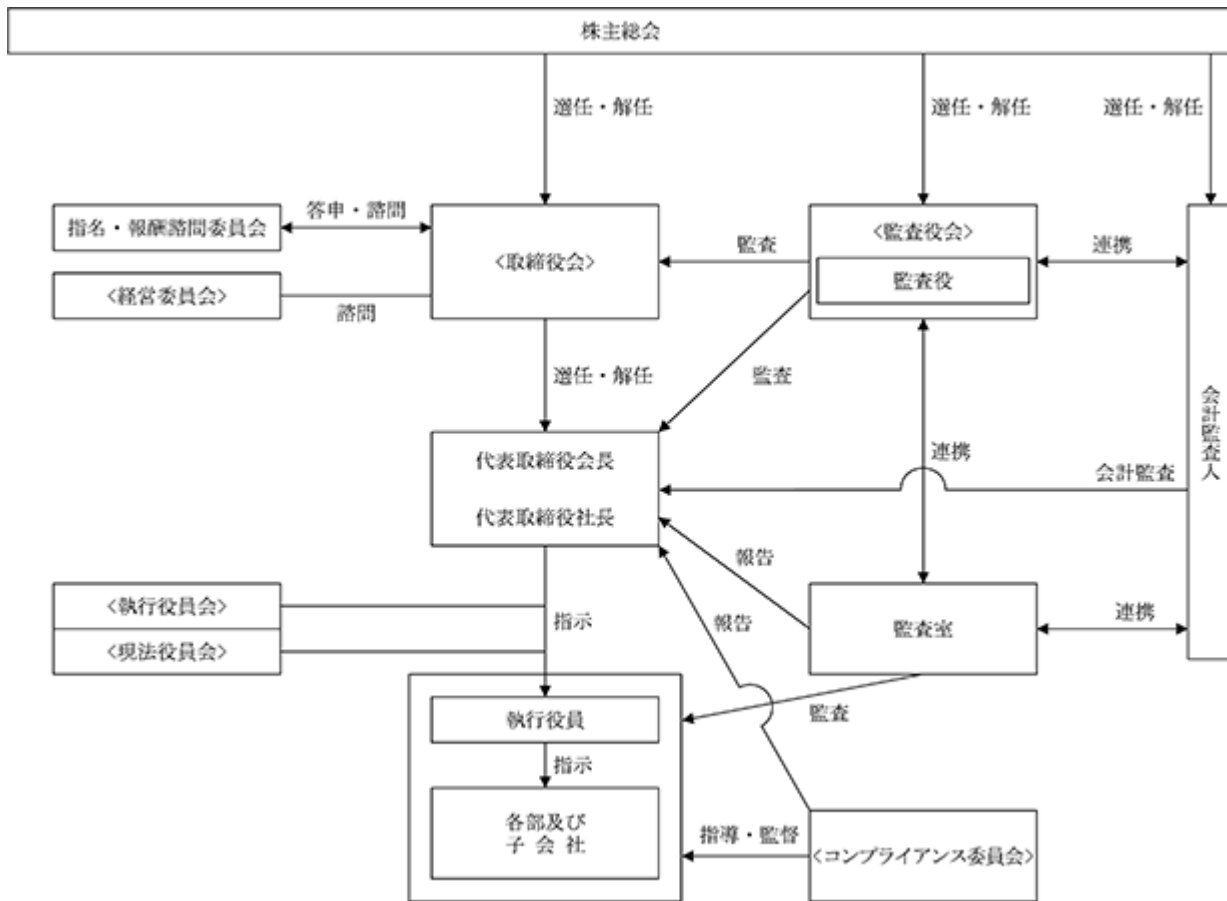
全ての企業活動において、コンプライアンスを重んじ、常にフェアであること。

当社グループでは、この企業理念のもと、企業の社会的責任を常に意識するとともに、法令・社会的規範の遵守を企業活動において実践していくための行動指針として、「シークスグループ行動規範」を制定しております。また、企業活動を律するコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要な責務であるとの基本認識に立ち、適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に努めております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

- ・ 当社は、取締役会の機能明確化と活性化および業務執行責任体制の強化等を目的に取締役会を必要最小限度の規模とするとともに、執行役員制度を導入しております。取締役会は、多様性を高めより充実した議論に基づく意思決定や更なる成長を目指すため、多様な知見、スキルやマネジメント力を保有する取締役7名（うち社外取締役2名）で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）の出席のもと毎月開催しており、経営上重要性が高い人事・投資案件・資本政策・予算計画等について、企業価値向上およびリスク管理の観点から審議・決議を行っております。当社では、取締役に世界各国で多様なビジネスを行う上で必要となるグローバルベースでの知識、経験が必要と考えており、取締役会の構成においては、このような点をバランスよく充足できるよう取り組んでおります。具体的には、企業経営に関する経験の他、営業戦略の実践力、ものづくりへの知識、高いコンプライアンス意識や財務戦略・資本政策についての知見などを有する者を選任しております。なお、取締役会における客観的な助言および独立した立場からの監督機能の発揮を期待し、取締役のうち2名を社外取締役としております。
- ・ 当社は、監査役会設置会社であり、監査役会の構成において、2名の社外監査役を選任すること等により、経営を客観的・中立的な立場から監視・監督する体制が整っております。監査役会は、代表取締役社長の直轄機関である監査室と連携し、監査役監査をより実効的に行える体制を整えております。
- ・ 毎月開催される取締役会の他、取締役会の重要事項意思決定の事前諮問機関として、社内取締役、社外取締役、執行役員および常勤監査役等で構成する経営委員会を設置運営しております。経営委員会では、経営の基本方針・経営全般の重要事項ならびに大口新規取引・投資案件等の重要個別案件を審議しております。
- ・ 内部統制担当役員は、関係会社管理を統括する役員であり、コンプライアンス委員会を統括する役員と連携の上、コンプライアンスおよびリスクマネジメントの観点からの意見を取締役会の決議に反映させる役割を担っております。
- ・ 2019年11月11日に取締役の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性向上を目的として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。同委員会は、取締役会が選定した3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役とすることとしております。本有価証券報告書提出日現在、同委員会は、委員長を代表取締役会長村井史郎が務めており、社外取締役高谷晋介および社外取締役大森進の計3名で構成され、全員参加の上、2019年に3回、2020年に1回開催されております。

コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図



内部統制システムおよびリスク管理体制の整備に関する基本的な考え方およびその整備状況

A. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

[1] 取締役および取締役会

- a. 取締役会は、法令及び定款に則り、会社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督する。
- b. 取締役会の機能明確化と活性化、業務執行責任体制の強化等を目的に、執行役員制度を採用している。
- c. 執行役員(取締役兼務者を含む。)が各部門・地域の業務執行を分担する体制とする。

[2] 監査役及び監査役会

- a. 監査役は、法令で定められる権限の行使とともに、取締役の職務執行の適法性について監査を実施する。
- b. 監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をする。

[3] 会計監査人

会計監査人は、法令の定めるところに従い、当社の計算書類等について監査を行う。

[4] 内部監査

社長直轄の組織として監査室を設置し、各部門・各子会社の業務内容の妥当性、リスク管理の状況およびコンプライアンスの状況を調査するため、監査室による内部監査を実施する。

B. 内部統制システム構築の基本方針

上記のような体制の下、当社は下記の基本方針に則って、内部統制システムの構築に努めております。

[1] 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループ(当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう)の経営理念"SIIX Principles"の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
- b. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループコンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会(社長を委員長とし執行役員を委員とする)を設置する。コンプライアンス委員会は、総務部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
- c. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
- d. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
2016年2月22日に規程を改訂し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- a. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」(当社の稟議書様式)と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
- b. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。
- c. 文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。

[3] 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「シークスグループリスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。
- b. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めべき重要事項を明らかにする。
- c. 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
- d. 「シークスグループ危機管理規程」に基づき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法等を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。

- [4] 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
 - 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 - 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
 - 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。
- [5] 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- 当社は2015年4月24日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。
- 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 - 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
 - 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的で開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
 - 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
 - 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- [6] 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- [7] 前号の使用人の、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 - 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- [8] 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 - 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 - 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 - 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。
- [9] 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- [10] 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。
- [11] その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 - 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
 - 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。

[12] その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

C. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制の整備状況

[1] 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。

[2] 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

- a. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
- b. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内にて周知する。
- c. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- d. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

企業統治に関するその他の事項

A. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

[1] 剰余金の配当等

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第459条第1項各号の規定による剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

[2] 責任限定契約

a. 責任限定契約の内容

会社法第427条第1項の規定にもとづき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役の当社に対する損害賠償責任に関して、その限度額を、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めております。

なお、当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

b. 損害賠償責任の一部免除

取締役および監査役が、職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるようにするべく、会社法第426条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

B. 取締役の定数

当社は取締役3名以上を置く旨を定款に定めております。

C. 取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および当該取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

D. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長 執行役員	村井 史郎	1928年9月10日生	1952年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社 1970年5月 同社取締役 1985年6月 同社取締役副社長 1988年2月 The Inx Group Ltd.取締役社長兼務 1992年6月 当社代表取締役社長 2003年3月 当社代表取締役会長兼CEO 2005年3月 当社代表取締役会長兼CEO 執行役員 2014年3月 当社代表取締役会長 執行役員(現任)	(注)3	1,400
代表取締役社長 執行役員	柳瀬 晃治	1967年12月10日生	1990年4月 サカタインクス(株)入社 1991年12月 同社シンガポール駐在 2012年4月 当社関連事業部マネージャー 2014年1月 当社執行役員欧州地域担当兼SIIX Europe GmbHマネージングディレクター 2019年9月 当社執行役員営業統括兼欧州地域担当 2020年3月 当社代表取締役社長 執行役員(現任)	(注)3	13
取締役 執行役員経理部長兼 情報システム部担当	大野 精二	1961年11月21日生	1984年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社 1991年3月 同社シカゴ駐在 1996年6月 当社シンガポール駐在 2005年9月 当社経理部財務グループマネージャー 2007年4月 当社関連事業部マネージャー 2008年3月 当社上海駐在 2009年2月 当社経理部長 2009年4月 当社執行役員経理部長 2017年3月 当社執行役員経理部長兼情報システム部担当 2019年3月 当社取締役 執行役員経理部長兼情報システム部担当(現任)	(注)3	15
取締役 執行役員総務部長兼 東京総務部長	丸山 徹	1963年3月12日生	1986年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1992年4月 同行調査部詰(外務省出向) 2001年4月 同行経営企画部IR室上席室長代理 2008年4月 同行本店法人営業部副部長 2009年4月 同行上田法人営業部長 2011年4月 同行三田通法人営業部長 2014年5月 当社経営企画部担当部長 2015年1月 当社執行役員経営企画部長 2017年2月 当社執行役員東京総務部長 2018年1月 当社執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長 2019年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長 2020年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長(現任)	(注)3	3
取締役 執行役員グループ 技術統括担当兼 シークスエレクトロ ニクス(株)代表取締 役社長兼シーク スエレクトロニク ス(株)グループ技術 統括部長	藤田 達雄	1960年8月12日生	1981年4月 ソニー(株)入社 2000年4月 Sony Electronics of America STE ディレクター 2002年7月 ソニーイーエムシーエス(株)木更津テ ック実装製造部統括部長 2007年7月 Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.セン ター長・シニアゼネラルマネージャー 2014年5月 当社メキシコ駐在 SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V 工場長 2015年8月 当社執行役員グループ技術統括担当兼 シークスエレクトロニクス(株)グループ 技術統括部長兼SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V 工場長 2016年5月 当社執行役員グループ技術統括担当兼 シークスエレクトロニクス(株)グループ 技術統括部長 2017年12月 当社執行役員グループ技術統括担当兼 シークスエレクトロニクス(株)代表取締 役社長兼シークスエレクトロニクス(株) グループ技術統括部長 2020年3月 当社取締役 執行役員グループ技術統 括担当兼シークスエレクトロニクス(株) 代表取締役社長兼シークスエレクトロ ニクス(株)グループ技術統括部長(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	高谷 晋介	1951年12月30日生	1974年4月 野村證券(株)入社 1978年11月 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1984年10月 高谷晋介公認会計士・税理士事務所開業 1990年9月 北斗監査法人(現仰星監査法人)の設立に参画 代表社員 1995年6月 フジ住宅(株)社外監査役(現任) 2000年6月 (株)川島織物セルコン監査役 2011年3月 当社監査役 2014年7月 仰星監査法人理事長 2015年3月 当社取締役(現任) 2018年7月 北辰税理士法人設立 代表社員(現任)	(注)3	2
取締役	大森 進	1951年2月13日生	1974年4月 野村證券(株)入社 1990年4月 クレディスイスファーストポストン証券会社入社 2005年8月 UBS証券会社社長 2012年4月 UBS証券(株) 代表取締役社長 2015年7月 同社代表取締役会長 2016年7月 同社常勤監査役(現任) UBSアセット・マネジメント(株)社外監査役 2017年3月 当社取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	友田 雅之	1961年9月9日生	1984年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2007年12月 同行ストラクチャードファイナンス部次長兼貿易金融グローバルヘッド 2008年4月 同行堂島支社支社長 2013年3月 当社執行役員関連事業部長 2015年11月 当社執行役員総務部長兼情報システム部担当 2017年3月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	石橋 正紀	1949年7月15日生	1974年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 1982年7月 陽光監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 2004年7月 日本公認会計士協会常務理事 2013年7月 税理士法人石橋会計事務所(現税理士法人石橋・笠原事務所)所長(現任) 公認会計士石橋正紀事務所所長(現任) 2014年4月 西宮市包括外部監査人 2015年3月 当社監査役(現任) 2015年6月 (株)京都銀行 社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	手島 泉	1956年7月1日生	1980年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社 2009年5月 同社新聞事業部大阪営業部長 2011年6月 同社内部監査室長 2014年3月 SAKATA INX SHANGHAI CO.,LTD. 董事長 2015年6月 サカタインクス(株)理事 2018年3月 同社常勤監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	-
計					1,435

- (注) 1 取締役 高谷晋介氏および大森進氏は、社外取締役であります。
2 監査役 石橋正紀氏および手島泉氏は、社外監査役であります。
3 取締役は、2019年12月期に係る定時株主総会で選出され、2020年12月期に係る定時株主総会終結の 때가任期満了となります。
4 監査役は、2018年12月期に係る定時株主総会で選出され、2022年12月期に係る定時株主総会終結の 때가任期満了となります。

- 5 当社は、法令に定められた監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を2名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
河合孝則	1968年9月7日生	2008年3月 2017年2月 2019年3月	当社関連事業部マネージャー 当社企画部担当部長 当社総務部兼経理部担当部長(現任)	0
吉澤尚	1975年5月16日生	2002年10月 2009年11月 2011年2月 2013年6月 2015年3月	あさひ・狛法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所 弁護士登録 漆間・吉澤総合法律事務所設立(現漆間総合法律事務所) 同所副所長 弁理士登録 (株)エスクリ 社外監査役(現任) (株)リブセンス 社外監査役	-

- (1) 河合孝則氏は、監査役友田雅之氏の補欠監査役、吉澤尚氏は、社外監査役石橋正紀氏および手島泉氏の補欠監査役であります。
- (2) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了の時までとなります。

- 6 提出日現在の執行役員は、上記取締役(高谷晋介氏、大森進氏を除く)のほか次のとおりであります。

氏名	役職名
外山 正一	シンガポール地域担当 兼 SIIX Singapore Pte. Ltd. マネージングディレクター
好川 浩	東京営業開発部長
松下 宇一郎	名古屋営業部長
吉田 明生	大阪営業部長
村上 正樹	北米地域担当 兼 SIIX U.S.A. Corp. マネージングディレクター
於保 慎哉	中南米地域担当 兼 SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V マネージングディレクター
浦谷 行信	フィリピン・タイ・ベトナム・マレーシア地域担当 兼 SIIX Logistics Phils, Inc. マネージングディレクター 兼 SIIX EMS PHILIPPINES, INC. 担当 兼 SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. 担当 兼 SIIX Bangkok Co., Ltd. マネージングディレクター 兼 SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. 担当 兼 SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED 担当 兼 SIIX MALAYSIA SDN. BHD. 担当
平岡 和也	香港・中国華南・華中地域担当 兼 SIIX H.K. Ltd. マネージングディレクター 兼 SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. 董事長兼総経理 兼 SIIX HUBEI Co., Ltd. 董事長兼総経理 兼 美的PJ担当
斎藤 善久	SIIX EMS Slovakia s.r.o. マネージングディレクター 兼 SIIX Hungary Kft. マネージングディレクター
岩武 孝明	東京営業部長
高木 浩昭	SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理
佐治 宏哲	中国華東・華北地域担当 兼 SIIX (Shanghai) Co., Ltd. マネージングディレクター 兼 台湾担当
井口 富紀子	秘書室長 兼 CSR担当
河西 正則	インドネシア地域担当 兼 PT SIIX Electronics Indonesia プレジデントディレクター 兼 PT. SIIX EMS INDONESIA 担当 兼 PT. SIIX Trading Indonesia 担当
吉岡 照仁	欧州地域担当 兼 SIIX Europe GmbH マネージングディレクター
松岡 誠司	資材統括部長

社外役員の状況

A. 社外取締役および社外監査役の選任状況

社外取締役は2名選任しており、社外監査役は2名選任しております。

高谷 晋介氏（社外取締役）

当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。同氏は北辰税理士法人の代表社員およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。

なお、同氏は当事業年度末時点において、当社の株式を2,000株保有しております。

公認会計士、税理士として永年の経験を有しており、独立・公平な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員の届け出を行っております。

大森 進氏（社外取締役）

当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。同氏はUBS証券株式会社の常勤監査役を兼務しております。

資本市場に対する豊富な知識や経営者としての経験をもとに当社のガバナンスを更に強化していただけると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員の届け出を行っております。

石橋 正紀氏（社外監査役）

当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。同氏は税理士法人石橋・笠原事務所の所長および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。

公認会計士、税理士として永年の経験を有しており、専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員の届け出を行っております。

手島 泉氏（社外監査役）

当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。同氏は当社のその他の関係会社であるサカタイムクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

海外駐在を通じて豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を通じて、当社のリスク対応・健全性の確保に貢献してもらうことを期待しております。

B. 社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容

当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針について明確に定めたものではありませんが、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに取締役会で審議・検討することで、社外取締役および社外監査役の候補者を選定しております。選任にあたっては、豊富な経験や幅広い見識を有し、監督・監査機能の強化に必要な能力の有無等を参考としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、監査役会への出席等を通じ、監査役監査や監査室が内部監査規程にもとづき実施した内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を表明すること等により業務執行の監督および牽制を効果的に実施し、監査の実効性を高めております。また、会計監査人からの報告等の情報を共有するとともに、社外監査役においては、監査計画に関する意見交換、会計監査および子会社監査の重要論点についての協議を行うこと等により会計監査との必要な連携を行っております。加えて、取締役会その他の重要会議への出席や内部統制部門担当役員との面談を通じ、独立の立場から有益な指摘や助言を行うことにより内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査および内部監査の状況

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役によって構成されており、原則として月1回開催しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役および使用人からの報告聴取、重要書類の閲覧、子会社における業務および財産の状況等の調査を通じ、経営監査機能を担っております。

なお、社外監査役のうち1名を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。内部監査の実施部門として、社長直轄の監査室を設置し、スタッフ3名で構成されております。内部監査規程にもとづき監査を実施し、経営の改善に寄与することを目的に活動を行っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査室は事業年度の初めにその年度の内部監査計画を策定しますが、監査役と監査項目について必要な意見交換を行うなどの連携を保っております。監査室は、監査の結果を監査報告書にまとめ社長に報告するほか、監査役へ送付しております。監査役は定期的に監査室と会合をもって情報交換を行い、監査室の行う業務監査に立ち会う等、監査の有効性、効率性を高めるよう努めております。

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は事業年度の初めに、会計監査人に監査計画の提示を求め、その年度の監査方針、監査体制、監査手続および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

監査役は、会計監査人が行う期中監査、期末監査、子会社の往査および監査講評に立ち会うほか、監査の過程において、会社運営上の諸問題について適宜意見の交換を行っております。会計監査人による監査終了後には監査に関する報告および説明を求め、指摘事項等について協議するなど必要な連携を保っております。

監査役は、会計監査人による監査報告の内容、監査の全過程を通して協議した内容にもとづき監査意見を検討し、監査役会での協議により監査報告書を作成しております。

会計監査の状況

A. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

B. 業務を執行した公認会計士

松井 理晃

重田 象一郎

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

なお、同監査法人は、当社の会計監査を担当する監査責任者が一定期間を超えて関与することのないように、自主的に措置をとっております。

C. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名(上記B.に記載した公認会計士を除く。)

その他 9名

D. 監査法人の選定方針と理由

当社が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選定した理由は、同監査法人が職業的専門家としての専門能力や独立性の保持を含む品質管理体制を備えており、グローバルに展開するKPMGインターナショナルのメンバーファームとして、国際的な会計や監査の知見を以て当社グループの海外を含めた広範な事業展開に対応できる体制であること等を総合的に勘案した結果、当社にとって高品質かつ効果的な監査が期待できると判断したためであります。

なお、当社の監査役会および取締役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

E. 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、各事業年度において、会計監査人の独立性、監査体制、監査の実施状況および品質等に関する情報を収集し、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に定めた評価基準に従い、会計監査人たる監査法人の評価を実施しております。

監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	49	-	49	5
連結子会社	-	-	-	-
計	49	-	49	5

非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、基幹システム導入に係るアドバイザー業務であります。

B. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に対する報酬(上記A.を除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	3	-	6
連結子会社	89	26	92	17
計	89	30	92	23

非監査業務の内容

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務であります。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

当社は、監査計画の概要について監査法人から説明を受け、内容の協議を行い、監査手続項目および監査時間について合意しております。監査報酬は合意した監査時間をもとに、会社法第399条第1項にもとづく監査役会の同意を得たうえで決定しております。

E. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

2017年3月30日開催の第25期定時株主総会において、取締役の報酬等につき改定を行うとともに、ストック・オプション制度の導入を決議しております。こうした経緯を踏まえ、当社では株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役報酬および監査役報酬を決定しております。

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、報酬決定プロセスの透明性をより高める為、2019年11月11日に独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。同委員会は、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容について審議しております。

当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は、委員会メンバーが全員参加の上3回開催され、指名・報酬諮問委員会の当面の活動方針、代表取締役および取締役の人事異動・昇格、2019年度の実績について審議を行っております。

取締役報酬は、固定報酬、ストック・オプション、業績連動報酬により構成されており、固定報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、代表取締役会長が決定しております。ストック・オプションおよび業績連動報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。

なお、業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標に一定率を乗じた金額をもととして報酬合計額を取締役会にて決定しております。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を評価する指標として適切と判断したためであります。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は次のとおりであります。

〔指標〕 親会社株主に帰属する当期純利益 〔目標〕 6,700百万円 〔実績〕 3,695百万円

取締役報酬額については、2017年3月30日開催の株主総会決議により年額400百万円以内（うち、社外取締役は30百万円以内）と定めております。監査役報酬は、固定報酬のみとし、監査役報酬額については、2008年3月28日開催の株主総会決議により年額50百万円以内と定めており、監査役の協議により決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	ストック・オプション	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	243	192	15	36	5
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15	-	-	1
社外役員	24	24	-	-	4

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	ストック・オプション	業績連動報酬
村井 史郎	113	取締役	提出会社	88	5	20

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、株価の変動または株式配当による利益を目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

A. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では、仕入先、協力工場、金融機関等との良好な関係性を持続することが業容の維持・拡大の前提となっており、取引等の維持・拡大、財務的安定を主な目的として株式を保有しております。

株式保有の有効性の評価については、各事業年度において、取締役会に個別銘柄ごとに「政策保有株式の保有に関する有効性の評価」を付議し、保有による便益・リスクが資本コストに見合っているか等を総合的に検証し、保有継続または売却について決定しております。

B. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	8	351
非上場株式以外の株式	4	515

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	115	新規商材の拡販を目的とした出資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

C. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	前事業年度	当事業年度	:保有目的 :定量的な保有効果 :株式数が増加した理由	当社株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
新電元工業株式会社	39,600	39,600	:取引関係の維持・強化 :(注)1 :-	有
	150	150		
株式会社グローセル (注)3	300,000	300,000	:取引関係の維持・強化 :(注)1 :-	有
	118	135		
Integrated Microelectronics, Inc.	7,815,267	7,815,267	:取引関係の維持・強化 :(注)1 :-	無
	176	133		
株式会社りそな ホールディングス	200,000	200,000	:金融・財務取引の維持・強化 :(注)1 :-	無 (注)2
	105	95		

(注)1 個別銘柄ごとの定量的な保有効果については、記載が困難であるため、記載していません。

なお、保有の合理性については、資本コストの観点に加えて、当社との取引関係等を総合的に勘案し、すべての銘柄について保有の合理性があると判断しております。

2 株式会社りそなホールディングスは当社株式を保有していませんが、同社の連結子会社である株式会社りそな銀行が当社株式を保有しております。

3 株式会社グローセルは2019年7月1日付で株式会社ルネサスイーストンから社名変更しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)にもとづいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号および同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則にもとづいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)にもとづいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設および変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,879	15,134
受取手形及び売掛金	38,936	36,349
商品及び製品	31,533	25,501
仕掛品	1,481	1,377
原材料及び貯蔵品	11,711	15,253
その他	4,986	8,414
貸倒引当金	42	39
流動資産合計	101,487	101,990
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,128	21,396
減価償却累計額	6,643	7,532
建物及び構築物（純額）	11,484	13,864
機械装置及び運搬具	33,416	38,205
減価償却累計額	23,611	26,669
機械装置及び運搬具（純額）	9,804	11,536
工具、器具及び備品	2,929	3,370
減価償却累計額	2,012	2,367
工具、器具及び備品（純額）	916	1,003
土地	3,219	3,244
建設仮勘定	2,428	1,228
その他	-	3,218
減価償却累計額	-	747
その他（純額）	-	2,470
有形固定資産合計	27,854	33,347
無形固定資産		
ソフトウェア	665	624
その他	843	1,483
無形固定資産合計	1,509	2,108
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,071	1 2,050
出資金	1 915	1 963
長期貸付金	63	61
退職給付に係る資産	210	311
繰延税金資産	1,471	2,015
その他	2,280	1,087
貸倒引当金	512	544
投資その他の資産合計	6,499	5,945
固定資産合計	35,863	41,400
資産合計	137,350	143,391

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,130	27,163
短期借入金	25,236	26,585
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	5,948
未払費用	3,035	2,948
未払法人税等	1,435	1,806
その他	4,756	4,420
流動負債合計	63,595	68,872
固定負債		
新株予約権付社債	5,948	-
長期借入金	7,455	10,417
退職給付に係る負債	525	723
繰延税金負債	3,140	3,350
その他	669	1,777
固定負債合計	17,738	16,268
負債合計	81,334	85,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,144	2,144
資本剰余金	5,629	5,630
利益剰余金	51,183	53,579
自己株式	5,980	5,968
株主資本合計	52,976	55,386
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	71	65
繰延ヘッジ損益	23	3
為替換算調整勘定	2,717	2,623
退職給付に係る調整累計額	133	100
その他の包括利益累計額合計	2,678	2,460
新株予約権	52	60
非支配株主持分	308	342
純資産合計	56,016	58,249
負債純資産合計	137,350	143,391

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
売上高	242,804	223,037
売上原価	222,168	205,375
売上総利益	20,635	17,662
販売費及び一般管理費	1 12,010	1 12,155
営業利益	8,625	5,506
営業外収益		
受取利息	78	79
受取配当金	112	86
不動産賃貸料	108	97
持分法による投資利益	221	118
物品売却収入	87	296
スクラップ売却益	227	215
その他	454	416
営業外収益合計	1,289	1,309
営業外費用		
支払利息	318	468
為替差損	464	164
物品購入費用	51	165
その他	363	382
営業外費用合計	1,198	1,181
経常利益	8,717	5,634
特別利益		
新株予約権戻入益	2	-
特別利益合計	2	-
税金等調整前当期純利益	8,719	5,634
法人税、住民税及び事業税	2,612	2,312
法人税等調整額	310	340
法人税等合計	2,302	1,971
当期純利益	6,417	3,663
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	2	32
親会社株主に帰属する当期純利益	6,414	3,695

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	6,417	3,663
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	484	137
繰延ヘッジ損益	12	20
為替換算調整勘定	2,015	111
退職給付に係る調整額	14	33
持分法適用会社に対する持分相当額	72	9
その他の包括利益合計	1 2,545	1 226
包括利益	3,871	3,436
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,888	3,477
非支配株主に係る包括利益	17	40

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,144	5,625	46,498	2,023	52,244
当期変動額					
剰余金の配当			1,305		1,305
親会社株主に帰属する当期純利益			6,414		6,414
自己株式の取得				4,000	4,000
自己株式の処分		4		42	47
連結範囲の変動			458		458
持分法の適用範囲の変動			34		34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	4	4,685	3,957	732
当期末残高	2,144	5,629	51,183	5,980	52,976

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	555	11	4,602	161	5,008	31	326	57,609
当期変動額								
剰余金の配当								1,305
親会社株主に帰属する当期純利益								6,414
自己株式の取得								4,000
自己株式の処分								47
連結範囲の変動			223		223			234
持分法の適用範囲の変動			27		27			7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	484	12	2,081	28	2,525	21	17	2,521
当期変動額合計	484	12	1,885	28	2,329	21	17	1,592
当期末残高	71	23	2,717	133	2,678	52	308	56,016

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,144	5,629	51,183	5,980	52,976
当期変動額					
剰余金の配当			1,299		1,299
親会社株主に帰属する当期純利益			3,695		3,695
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		1		12	14
連結範囲の変動					-
持分法の適用範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1	2,396	12	2,410
当期末残高	2,144	5,630	53,579	5,968	55,386

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	71	23	2,717	133	2,678	52	308	56,016
当期変動額								
剰余金の配当								1,299
親会社株主に帰属する当期純利益								3,695
自己株式の取得								0
自己株式の処分								14
連結範囲の変動								-
持分法の適用範囲の変動								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	137	20	93	33	218	7	33	176
当期変動額合計	137	20	93	33	218	7	33	2,233
当期末残高	65	3	2,623	100	2,460	60	342	58,249

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,719	5,634
減価償却費	4,235	5,477
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1	2
受取利息及び受取配当金	190	165
支払利息	318	468
為替差損益（ は益）	376	140
持分法による投資損益（ は益）	221	118
売上債権の増減額（ は増加）	7,495	2,389
たな卸資産の増減額（ は増加）	11,187	2,390
未収消費税等の増減額（ は増加）	139	970
仕入債務の増減額（ は減少）	4,580	1,860
前受金の増減額（ は減少）	426	125
未収入金の増減額（ は増加）	195	97
未払金の増減額（ は減少）	369	8
未払費用の増減額（ は減少）	301	95
その他	182	2,287
小計	3,953	10,769
利息及び配当金の受取額	371	259
利息の支払額	299	487
法人税等の支払額	3,060	1,595
営業活動によるキャッシュ・フロー	966	8,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,040	8,797
有形固定資産の売却による収入	28	41
無形固定資産の取得による支出	899	743
投資有価証券の取得による支出	38	115
貸付けによる支出	25	24
貸付金の回収による収入	24	23
関係会社出資金の払込による支出	-	27
補助金の受取額	433	70
その他	1	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,515	9,602
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	10,119	1,279
長期借入れによる収入	4,812	6,798
長期借入金の返済による支出	1,524	3,462
自己株式の取得による支出	4,036	0
配当金の支払額	1,305	1,298
非支配株主からの払込みによる収入	-	74
その他	73	468
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,991	2,923
現金及び現金同等物に係る換算差額	487	44
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,954	2,222
現金及び現金同等物の期首残高	10,574	12,813
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	284	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 12,813	1 15,035

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数22社

連結子会社の名称については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社の数6社

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED
SIIX MALAYSIA SDN. BHD.
PT. SIIX Trading Indonesia
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.
SIIX do Brasil Ltda.

(3) 非連結子会社6社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社数2社

持分法を適用した関連会社は、次のとおりであります。

Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION

(2) 持分法を適用していない非連結子会社は、次の6社であります。

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED
SIIX MALAYSIA SDN. BHD.
PT. SIIX Trading Indonesia
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.
SIIX do Brasil Ltda.

持分法を適用していない関連会社は、次の9社であります。

Takaya SIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.
Hefei Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.
Bando SIIX Ltd.
SIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD.
DELSA, INC.

他4社

(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

たな卸資産

国内連結会社

・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社

・・主として移動平均法による低価法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

・・主として期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

・・主として移動平均法による原価法

デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務

・ ・ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結会社

・ ・ 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

・ ・ 定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

国内連結会社

・ ・ 定額法を採用しております。ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

在外連結子会社

・ ・ 定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・ ・ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・ ・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

国内連結会社では、売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主として個別に算定した回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

・ ・ 為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象

・ ・ 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理を行っている為替予約、通貨スワップおよび特例処理を行っている金利スワップについては有効性の評価の判定を省略しております。

- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の処理方法
税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

在外連結子会社(米国を除く)

「リース」(IFRS第16号)

「リース」(IFRS第16号)を当連結会計年度より適用しております。

当該基準では、原則としてすべてのリースを資産および負債として認識する会計モデルが導入されております。

当該基準の適用にあたっては、経過措置に従って本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、当該基準の適用による影響は、軽微であります。

(未適用の会計基準等)

国内連結会社

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識について単一の包括的なモデルが導入されております。

(2) 適用予定日

2022年12月期より適用予定であります。

(3) 適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用にともなう変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は「投資その他の資産」に、繰延税金負債は「固定負債」に区分して表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」452百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,471百万円に含めて表示し、「流動負債」の「繰延税金負債」0百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」3,140百万円に含めて表示しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した影響により、前連結会計年度の資産合計および負債合計がそれぞれ127百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)および同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過措置に従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社および関連会社に係る注記

各科目に含まれている非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
投資有価証券(株式)	1,018百万円	1,006百万円
出資金	881百万円	930百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
旅費及び通信費	501百万円	456百万円
運賃荷造費	1,410百万円	1,238百万円
支払手数料	751百万円	732百万円
貸倒引当金繰入額	4百万円	34百万円
給与及び手当	3,863百万円	4,024百万円
賞与	996百万円	990百万円
退職給付費用	138百万円	174百万円
福利厚生費	1,107百万円	1,129百万円
賃借料	572百万円	388百万円
減価償却費	548百万円	835百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	568百万円	176百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	568百万円	176百万円
税効果額	83百万円	39百万円
その他有価証券評価差額金	484百万円	137百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	17百万円	29百万円
税効果調整前	17百万円	29百万円
税効果額	5百万円	8百万円
繰延ヘッジ損益	12百万円	20百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,015百万円	111百万円
税効果調整前	2,015百万円	111百万円
為替換算調整勘定	2,015百万円	111百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	48百万円	20百万円
組替調整額	53百万円	35百万円
税効果調整前	5百万円	56百万円
税効果額	9百万円	22百万円
退職給付に係る調整額	14百万円	33百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	72百万円	9百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	72百万円	9百万円
その他の包括利益合計	2,545百万円	226百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	25,200,000	25,200,000	-	50,400,000

(変動事由の概要)

株式分割(1:2)による増加 25,200,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	571,930	2,600,988	16,662	3,156,256

(変動事由の概要)

株式分割(1:2)による増加 565,236株
 2018年6月22日取締役会決議による自己株式の取得 847,700株
 2018年11月12日取締役会決議による自己株式の取得 1,188,000株
 単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加 52株
 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による自己株式の減少 16,662株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2017年度ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	35	
提出会社	2018年度ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	16	
合計			-	-	-	52	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	640	26.00	2017年12月31日	2018年3月30日
2018年8月10日 取締役会	普通株式	665	13.50	2018年6月30日	2018年9月3日

(注) 2018年3月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額は、2018年4月1日付で実施した株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	637	13.50	2018年12月31日	2019年3月29日

(注) 1株当たり配当額は、2018年4月1日付で実施した株式分割後の金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	50,400,000	-	-	50,400,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,156,256	57	6,659	3,149,654

(変動事由の概要)

単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加 57株
 ストック・オプションの権利行使による自己株式の減少 6,659株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	2017年度ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	28
提出会社	2018年度ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	15
提出会社	2019年度ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	15
合計			-	-	-	60

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会決議	普通株式	637	13.50	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年8月9日 取締役会決議	普通株式	661	14.00	2019年6月30日	2019年9月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会決議	普通株式	利益剰余金	661	14.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	12,879百万円	15,134百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	66百万円	98百万円
現金及び現金同等物	12,813百万円	15,035百万円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
1年以内	18	15
1年超	49	24
合計	68	39

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によって行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金滞留資料等で取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことでリスク軽減を図っております。更にグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらの投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

営業債務である買掛金は、通常1年以内の支払い期日であります。また、その一部には、部材等の輸入にともなう外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。短期借入金には主に短期的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金および転換社債型新株予約権付社債は主に設備投資に係る資金調達であります。外貨建ての借入金の一部については、通貨スワップ取引を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、前述の外貨建ての営業債権債務にかかる為替の変動リスク、外貨建ての借入金の一部にかかる為替の変動リスクおよび変動金利の長期借入金の一部にかかる金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。デリバティブ取引については、内部管理規程にしたがい、実需の範囲で行うこととしており、取引の契約先は、いずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の契約不履行による信用リスクは僅少であります。また、デリバティブ取引の実行および管理については、各会社の経理統括部門が行っており、取引実行の都度、事前に決裁を得ることとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、[連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項]「4 会計方針に関する事項」の「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2参照）。

前連結会計年度（2018年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,879	12,879	-
(2) 受取手形及び売掛金	38,936	38,936	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	818	818	-
資産計	52,634	52,634	-
(4) 買掛金	29,130	29,130	-
(5) 短期借入金	22,419	22,419	-
(6) 転換社債型新株予約権付社債	5,948	6,111	163
(7) 長期借入金	10,272	10,295	23
負債計	67,770	67,957	187
(8) デリバティブ取引(*)	1	1	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示することとしております。

当連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,134	15,134	-
(2) 受取手形及び売掛金	36,349	36,349	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	691	691	-
資産計	52,175	52,175	-
(4) 買掛金	27,163	27,163	-
(5) 短期借入金	23,344	23,344	-
(6) 転換社債型新株予約権付社債	5,948	6,016	68
(7) 長期借入金	13,658	13,559	98
負債計	70,114	70,084	30
(8) デリバティブ取引(*)	(27)	(27)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示することとしております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格を時価としております。

(4) 買掛金、および(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。なお、短期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金(3,240百万円)を除いて表示しております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格を時価としております。なお、転換社債型新株予約権付社債の連結貸借対照表計上額は、1年内償還予定の金額を含めて表示しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理対象とされており(下記(8) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金の額を含めて表示しており、時価を算定しております。

(8) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、その他に当社グループは当連結会計年度において、先物為替予約等のデリバティブ取引を行っております。為替予約の振当処理を行っているものを除き、契約額等と時価等の差額については当連結会計年度において時価評価を行い、その結果計上したデリバティブ債務の金額は27百万円であり、時価の算定方法は先物相場もしくは取引金融機関または取引所から提示された価格を時価としており、1年を超える契約の取引はありません。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 2018年12月31日	当連結会計年度 2019年12月31日
非上場株式	234	351
関係会社株式	1,018	1,006

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	12,879
受取手形及び売掛金	38,936
合計	51,816

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	15,134
受取手形及び売掛金	36,349
合計	51,483

4 長期借入金およびその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	22,419	-	-	-	-
長期借入金	2,816	2,078	2,743	2,633	-
合計	25,236	2,078	2,743	2,633	-

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	23,344	-	-	-	-
長期借入金	3,240	4,022	4,319	1,570	505
合計	26,585	4,022	4,319	1,570	505

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2018年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	818	473	344
その他	-	-	-
小計	818	473	344
(2)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	818	473	344

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額234百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	419	195	224
その他	-	-	-
小計	419	195	224
(2)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	272	278	6
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	272	278	6
合計	691	473	217

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額351百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
合計	-	-	-

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米 ド ル	1,895	-	8	8
	日 本 円	54	-	0	0
	ユ ー ロ	367	-	0	0
	買 建				
	米 ド ル	3,264	-	34	34
	日 本 円	1,384	-	2	2
	オプション取引				
	売 建				
米 ド ル	832	-	21	21	
買 建					
米 ド ル	832	-	13	13	
	合計	8,631	-	32	32

(注) 金融機関から提示された価額にもとづいて時価を算定しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米 ド ル	2,039	-	6	6
	日 本 円	67	-	0	0
	ユ ー ロ	573	-	2	2
	買 建				
	米 ド ル	1,880	-	15	15
	日 本 円	1,137	-	12	12
	オプション取引				
	売 建				
米 ド ル	821	-	16	16	
買 建					
米 ド ル	821	-	9	9	
	合計	7,342	-	31	31

(注) 金融機関から提示された価額にもとづいて時価を算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売 建				
	米 ド ル	売 掛 金	2,218	-	(注)
	ユ ー ロ	売 掛 金	581	-	(注)
	買 建				
	米 ド ル	買 掛 金	1,660	-	(注)
	ユ ー ロ	買 掛 金	7	-	(注)
	通貨スワップ取引				
	米 ド ル	長期借入金	30	-	(注)
合計			4,497	-	-

(注) 為替予約等の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権債務の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売 建				
	米 ド ル	売 掛 金	2,159	-	(注)
	ユ ー ロ	売 掛 金	272	-	(注)
	買 建				
	米 ド ル	買 掛 金	1,770	-	(注)
	ユ ー ロ	買 掛 金	4	-	(注)
	通貨スワップ取引				
	米 ド ル	長期借入金	-	-	-
合計			4,206	-	-

(注) 為替予約等の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権債務の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	50	-	(注)
合計			50	-	-

(注) 金利スワップの特例処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	-	-	-
合計			-	-	-

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、企業年金基金制度および確定給付企業年金制度を設けております。また、一部の連結子会社では、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度または確定拠出制度を採用しております。なお、従業員の退職等に際して功労加算金を支払う場合があります。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,846	1,897
勤務費用	167	173
利息費用	33	43
数理計算上の差異の発生額	66	35
退職給付の支払額	73	88
過去勤務費用の発生額	-	44
連結範囲の変動	14	-
その他	25	41
退職給付債務の期末残高	1,897	2,146

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に含めております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
年金資産の期首残高	1,569	1,582
期待運用収益	39	40
数理計算上の差異の発生額	113	36
事業主からの拠出額	159	153
退職給付の支払額	66	78
その他	5	0
年金資産の期末残高	1,582	1,734

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,448	1,490
年金資産	1,582	1,734
	134	243
非積立型制度の退職給付債務	449	655
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	314	411
退職給付に係る負債	525	723
退職給付に係る資産	210	311
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	314	411

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	167	173
利息費用	33	43
期待運用収益	39	40
数理計算上の差異の費用処理額	53	55
過去勤務費用の費用処理額	-	44
その他	11	44
確定給付制度に係る退職給付費用	227	321

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	5	56
その他	-	-
合計	5	56

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	178	122
合計	178	122

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
債券	63.6%	55.4%
株式	14.8%	23.7%
現金及び預金	7.7%	7.6%
その他	13.9%	13.2%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
割引率	主として0.6%	主として0.6%
長期期待運用収益率	主として2.0%	主として2.0%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3百万円、当連結会計年度4百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	23百万円	21百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
新株予約権戻入益	2百万円	- 百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年5月22日	2018年3月29日	2019年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 30名	当社取締役 3名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 7名	当社取締役 4名 (社外取締役を除く。) 当社使用人 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 17,982株 (注) 1、3	普通株式 10,420株 (注) 1、3	普通株式 13,246株 (注) 1
付与日	2017年6月6日	2018年4月13日	2019年4月12日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2017年6月7日から 2047年6月6日まで	2018年4月14日から 2048年4月13日まで	2019年4月13日から 2049年4月12日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員および従業員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものと定めております。その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
- 3 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で株式分割いたしました。これにともない、株式分割後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年5月22日(注)	2018年3月29日(注)	2019年3月28日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	16,982	10,420	-
付与	-	-	13,246
失効	-	-	-
権利確定	3,292	3,172	195
未確定残	13,690	7,248	13,051
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	3,292	3,172	195
権利行使	3,292	3,172	195
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で株式分割いたしました。これにともない、株式分割後の株式数を記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年5月22日	2018年3月29日	2019年3月28日
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	1,758円	1,758円	1,642円
付与日における公正な評価単価	(注) 2,105円	2,175円	1,601円

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で株式分割いたしました。これにともない、「付与日における公正な評価単価」は、株式分割を考慮した金額を記載しております。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性	(注) 1	36.344%
予想残存期間	(注) 2	4.6年
予想配当	(注) 3	27円/株
無リスク利率	(注) 4	0.178%

(注) 1 4.6年間(2014年9月11日から2019年4月12日まで)の株価実績にもとづき算定しております。

2 株式報酬型ストックオプション規程に定める各割当対象者毎の報酬基礎額で加重平均することにより、見積もっております。

3 2018年12月期の配当実績にもとづき算定しております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	43百万円	43百万円
退職給付に係る負債	94百万円	135百万円
貸倒引当金	166百万円	164百万円
たな卸資産未実現利益	240百万円	189百万円
たな卸資産評価減	194百万円	244百万円
税務上の繰越欠損金 (注) 3	858百万円	1,395百万円
減価償却超過額	692百万円	656百万円
減損損失	145百万円	143百万円
その他有価証券評価差額金	- 百万円	21百万円
その他	344百万円	417百万円
繰延税金資産小計	2,781百万円	3,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 3	- 百万円	637百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 百万円	434百万円
評価性引当額小計 (注) 2	1,021百万円	1,072百万円
繰延税金資産合計	1,759百万円	2,339百万円
繰延税金負債		
留保利益の配当	3,304百万円	3,496百万円
減価償却費(在外連結子会社での加速度償却等)	27百万円	31百万円
その他有価証券評価差額金	39百万円	28百万円
その他	57百万円	117百万円
繰延税金負債合計	3,428百万円	3,674百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,668百万円	1,334百万円

(注) 1 前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	1,471百万円	2,015百万円
繰延税金負債	3,140百万円	3,350百万円

2 評価性引当額に重要な変動はありません。

3 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 および 無期限 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	35	39	117	196	220	786	1,395
評価性引当額	23	39	117	195	220	40	637
繰延税金資産	11	-	-	1	-	745	758

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 繰延税金資産758百万円は、一部の連結子会社において、税務上の繰越欠損金の残高(全額または一部)についてそれぞれ認識したものであり、主に将来の課税所得の見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
交際費等永久に損金にされない項目	1.3%	2.1%
繰延税金資産に対する評価性引当額の当期増減	2.1%	0.9%
在外連結子会社の税率差異	8.2%	9.8%
在外連結子会社の留保利益	2.4%	5.9%
過年度法人税等	2.5%	5.2%
その他	0.3%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4%	34.9%

(賃貸等不動産関係)

提出会社および一部の連結子会社では、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

2018年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は55百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2019年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は38百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における期中変動額ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	525	483
	期中増減額	41	69
	期末残高	483	414
期末時価		1,404	1,247

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に車載関連機器、産業機器、家電機器、情報機器、一般電子部品等に係る完成品、組立品、基板実装品、部品単体・キット、金型・成形品等を調達、製造および販売しており、国内においては当社が、海外においては中華圏、東南アジア、欧州、米州の各地域を複数の独立した現地法人がそれぞれ担当しております。

各法人はそれぞれ独立した経営単位であり、顧客企業の海外事業展開に対応するため、各地域の市場特性に応じた包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

上記の観点から、当社グループは、「日本」、「中華圏」、「東南アジア」、「欧州」、「米州」の5つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載とおおむね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格にもとづいております。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度のセグメント資産については、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	中華圏	東南 アジア	欧州	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	46,377	59,694	87,040	10,913	38,751	242,777	27	242,804
セグメント間の内部 売上高又は振替高	38,809	30,875	14,260	1,451	13,849	99,245	99,245	-
計	85,186	90,569	101,301	12,364	52,600	342,022	99,218	242,804
セグメント利益 又は損失()	929	3,658	3,531	20	324	8,422	202	8,625
セグメント資産	48,483	44,050	50,268	9,692	24,124	176,620	39,269	137,350
その他の項目								
減価償却費	111	1,501	1,479	387	640	4,120	114	4,235
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	553	1,697	1,856	172	3,251	7,532	48	7,483

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高の調整額27百万円は、全社（共通）の区分の売上であります。
 - (2) セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額 99,245百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3) セグメント利益の調整額202百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4) セグメント資産の調整額 39,269百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (5) 減価償却費の調整額114百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 48百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	中華圏	東南 アジア	欧州	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	50,632	54,209	67,326	10,909	39,907	222,985	52	223,037
セグメント間の内部 売上高又は振替高	37,155	27,650	16,895	852	13,167	95,720	95,720	-
計	87,787	81,860	84,221	11,762	53,074	318,705	95,667	223,037
セグメント利益 又は損失()	948	1,971	3,705	97	1,314	5,214	291	5,506
セグメント資産	53,767	42,347	54,486	9,611	22,947	183,160	39,768	143,391
その他の項目								
減価償却費	121	1,846	2,003	387	1,022	5,381	95	5,477
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	580	2,194	3,841	1,024	1,370	9,010	71	9,082

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高の調整額52百万円は、全社（共通）の区分の売上であります。
 - (2) セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額 95,720百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3) セグメント利益の調整額291百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4) セグメント資産の調整額 39,768百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (5) 減価償却費の調整額95百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額71百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	車載関連機器	産業機器	家電機器	情報機器	一般電子部品	その他	合計
外部顧客への売上高	130,995	38,017	39,365	21,396	3,428	9,600	242,804

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	中国	フィリピン	タイ	その他アジア	欧州	アメリカ	その他米州	その他	合計
52,831	47,500	17,240	48,355	11,815	23,473	30,302	11,158	127	242,804

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	その他アジア	欧州	米州	合計
3,452	7,284	2,447	2,298	1,739	804	3,434	6,392	27,854

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
North American Lighting, Inc.	24,460	米州

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	車載関連機器	産業機器	家電機器	情報機器	一般電子部品	その他	合計
外部顧客への売上高	112,168	38,487	36,664	22,623	2,506	10,587	223,037

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	中国	フィリピン	タイ	その他アジア	欧州	アメリカ	その他米州	その他	合計
56,901	43,290	17,264	25,124	12,848	24,645	29,107	13,345	509	223,037

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	その他アジア	欧州	米州	合計
3,436	9,369	3,226	3,416	2,430	835	3,971	6,661	33,347

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
North American Lighting, Inc.	23,123	米州

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	1,178円04銭	1,224円26銭
1株当たり当期純利益	131円45銭	78円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	123円85銭	73円56銭

(注) 1 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1:2の割合で分割いたしました。これにともない、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,414	3,695
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,414	3,695
普通株式の期中平均株式数(株)	48,799,209	47,248,233
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,992,541	2,990,829
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(2,967,715)	(2,958,762)
(うち新株予約権(株))	(24,826)	(32,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	56,016	58,249
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	361	403
(うち新株予約権(百万円))	(52)	(60)
(うち非支配株主持分(百万円))	(308)	(342)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	55,655	57,846
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	47,243,744	47,250,346

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
シークス株式会社	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	2015年7月13日	5,948	5,948 (5,948)	-	無担保社債	2020年6月30日
合計	-	-	5,948	5,948 (5,948)	-	-	-

(注) 1 ()書は、1年内償還予定の金額を表しております。

2 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
シークス株式会社普通株式	無償	2,010.3	6,000	52	100	自 2015年8月3日 至 2020年6月26日	2

1 新株予約権の行使に際して、新株の発行に代えて当社の自己株式を交付しております。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとしております。

3 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,948	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	22,419	23,344	1.39	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,816	3,240	0.48	-
1年以内に返済予定のリース債務	76	449	4.46	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,455	10,417	0.48	2021年1月1日～ 2024年11月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	200	1,214	4.41	2021年1月1日～ 2042年3月31日
合計	32,969	38,667	-	-

(注) 1 平均利率は期末借入金残高に対する加重平均利率によって算定しております。

ただし、利率および残高は当連結会計年度末時点のものであります。

2 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,022	4,319	1,570	505
リース債務	295	159	96	42
合計	4,317	4,478	1,667	547

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	55,225	113,743	168,755	223,037
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,602	3,202	4,616	5,634
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,154	2,234	3,255	3,695
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	24.44	47.29	68.90	78.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	24.44	22.85	21.61	9.31

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	168	146
受取手形	2 1,297	2 1,433
売掛金	1 18,603	1 18,534
商品	3,307	3,906
前渡金	20	70
前払費用	115	105
未収入金	1 1,858	1 1,919
短期貸付金	1 100	1 100
その他	44	17
貸倒引当金	30	33
流動資産合計	25,485	26,201
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,049	1,006
工具、器具及び備品	40	36
土地	1,255	1,255
その他	0	22
有形固定資産合計	2,345	2,320
無形固定資産		
ソフトウェア	80	75
ソフトウェア仮勘定	832	1,321
その他	4	4
無形固定資産合計	917	1,401
投資その他の資産		
投資有価証券	785	867
関係会社株式	8,989	11,156
出資金	33	32
関係会社出資金	9,089	10,943
長期貸付金	1 857	1 756
長期前払費用	2	1
前払年金費用	352	404
差入保証金	7	6
その他	1 469	1 461
貸倒引当金	512	503
投資その他の資産合計	20,075	24,126
固定資産合計	23,338	27,848
資産合計	48,824	54,049

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 12,960	1 12,441
短期借入金	7,750	10,300
1年内返済予定の長期借入金	2,106	2,809
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	5,948
未払法人税等	176	227
未払金	1 161	1 197
未払費用	1 834	1 994
前受金	51	79
預り金	180	161
その他	0	32
流動負債合計	24,221	33,192
固定負債		
新株予約権付社債	5,948	-
長期借入金	7,202	8,462
長期未払金	129	135
繰延税金負債	34	9
その他	17	17
固定負債合計	13,332	8,625
負債合計	37,553	41,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,144	2,144
資本剰余金		
資本準備金	1,853	1,853
その他資本剰余金	3,776	3,777
資本剰余金合計	5,629	5,630
利益剰余金		
利益準備金	34	34
その他利益剰余金		
別途積立金	1,700	1,700
繰越利益剰余金	7,561	8,545
利益剰余金合計	9,295	10,279
自己株式	5,980	5,968
株主資本合計	11,088	12,086
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106	82
繰延ヘッジ損益	23	3
評価・換算差額等合計	129	85
新株予約権	52	60
純資産合計	11,270	12,232
負債純資産合計	48,824	54,049

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
売上高	2	85,186	2	87,787
売上原価	2	81,296	2	83,769
売上総利益		3,890		4,017
販売費及び一般管理費	1、2	2,960	1、2	3,068
営業利益		929		948
営業外収益				
受取利息及び配当金	2	1,900	2	1,839
雑収入	2	64	2	65
営業外収益合計		1,964		1,905
営業外費用				
支払利息		31		45
支払手数料		42		4
為替差損		15		15
雑損失	2	75		79
営業外費用合計		165		145
経常利益		2,728		2,708
特別利益				
新株予約権戻入益		2		-
特別利益合計		2		-
税引前当期純利益		2,730		2,708
法人税、住民税及び事業税		351		431
法人税等調整額		15		6
法人税等合計		367		425
当期純利益		2,362		2,283

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,144	1,853	3,772	5,625	34	1,700	6,503	8,238
当期変動額								
剰余金の配当							1,305	1,305
当期純利益							2,362	2,362
自己株式の取得								
自己株式の処分			4	4				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	4	4	-	-	1,057	1,057
当期末残高	2,144	1,853	3,776	5,629	34	1,700	7,561	9,295

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,023	13,983	448	11	459	31	14,474
当期変動額							
剰余金の配当		1,305					1,305
当期純利益		2,362					2,362
自己株式の取得	4,000	4,000					4,000
自己株式の処分	42	47					47
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			341	11	329	21	308
当期変動額合計	3,957	2,895	341	11	329	21	3,203
当期末残高	5,980	11,088	106	23	129	52	11,270

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,144	1,853	3,776	5,629	34	1,700	7,561	9,295
当期変動額								
剰余金の配当							1,299	1,299
当期純利益							2,283	2,283
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1	1	-	-	983	983
当期末残高	2,144	1,853	3,777	5,630	34	1,700	8,545	10,279

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,980	11,088	106	23	129	52	11,270
当期変動額							
剰余金の配当		1,299					1,299
当期純利益		2,283					2,283
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	12	14					14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			23	20	43	7	36
当期変動額合計	12	997	23	20	43	7	961
当期末残高	5,968	12,086	82	3	85	60	12,232

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

4 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理を行っている為替予約、通貨スワップおよび特例処理を行っている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理方法とは異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用にともなう変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は「投資その他の資産」に、繰延税金負債は「固定負債」に区分して表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」40百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」34百万円に含めて表示しております。

なお、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した影響により、前事業年度の資産合計および負債合計がそれぞれ40百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

区分掲記されたもの以外で関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権	9,709百万円	8,797百万円
長期金銭債権	866百万円	766百万円
短期金銭債務	2,272百万円	2,660百万円

2 期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末日は金融機関の休日のため、次のとおり期末日の満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
受取手形	140百万円	132百万円

3 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)	
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	1,292百万円	SIIX Hungary Kft.	1,654百万円
PT. SIIX EMS INDONESIA	965百万円	SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	1,218百万円
SIIX Hungary Kft.	596百万円	PT. SIIX EMS INDONESIA	783百万円
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	421百万円	SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	547百万円
SIIX HUBEI Co., Ltd.	323百万円	SIIX HUBEI Co., Ltd.	87百万円
SIIX U.S.A. Corp.	88百万円	SIIX U.S.A. Corp.	10百万円

子会社のリース会社との取引に係るリース債務に対して次のとおり保証をしております。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)	
シークスエレクトロニクス株式会社	258百万円	シークスエレクトロニクス株式会社	227百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給料及び手当	403百万円	423百万円
賞与	708百万円	710百万円
福利厚生費	407百万円	427百万円
減価償却費	104百万円	113百万円
貸倒引当金繰入額	- 百万円	3百万円
おおよその割合		
販売費	42%	44%
一般管理費	58%	56%

2 関係会社との取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引の取引高		
売上高	40,758百万円	39,352百万円
仕入高	19,347百万円	22,067百万円
営業取引以外の取引高	1,935百万円	1,884百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式および関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
子会社株式	8,767	10,934
関連会社株式	221	221
計	8,989	11,156

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
(繰延税金資産)		
関係会社株式評価損	449百万円	449百万円
たな卸資産評価減	25百万円	34百万円
貸倒引当金	166百万円	164百万円
関係会社出資金評価損	1,614百万円	1,614百万円
減損損失	145百万円	143百万円
その他	93百万円	108百万円
繰延税金資産小計	2,494百万円	2,515百万円
評価性引当額	2,372百万円	2,370百万円
繰延税金資産合計	122百万円	144百万円
(繰延税金負債)		
退職給付引当金	107百万円	123百万円
その他有価証券評価差額金	39百万円	28百万円
繰延ヘッジ損益	10百万円	1百万円
繰延税金負債合計	157百万円	154百万円
繰延税金資産の純額	34百万円	9百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.7%
外国税額控除	0.8%	0.2%
外国子会社受取配当金益金不算入	18.2%	17.9%
外国源泉税損金不算入	2.5%	2.3%
繰延税金資産に対する評価性引当額の当期増減	1.0%	0.1%
その他	0.7%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.5%	15.7%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,626	-	2	1,623	617	42	1,006
工具、器具及び備品	284	27	9	302	266	32	36
土地	1,255	-	-	1,255	-	-	1,255
建設仮勘定	-	51	35	16	-	-	16
その他	9	7	-	17	11	1	5
有形固定資産計	3,176	86	47	3,215	895	76	2,320
無形固定資産							
ソフトウェア	1,000	39	95	944	869	43	75
ソフトウェア仮勘定	832	526	37	1,321	-	-	1,321
その他	4	-	-	4	-	-	4
無形固定資産計	1,837	566	133	2,270	869	43	1,401

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	542	31	0	36	536

(注) 貸倒引当金の当期減少額その他は、貸倒実績率にもとづく洗替による戻入額28百万円、債権の回収等による減少額8百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.six.co.jp
株主に対する特典	毎年12月末日の当社株主名簿に記載された10単元(1,000株)以上の当社株式を保有の株主様に3,000円分のギフトカードを、5単元(500株)以上10単元未満の当社株式を保有の株主様に2,000円分のギフトカードを、1単元(100株)以上5単元未満の当社株式を保有の株主様に1,000円分のギフトカードを贈呈いたします。 また、上記に加えて毎年12月末日の当社株主名簿に記載された1単元(100株)以上の当社株式を保有の株主様のうち1年以上連続保有の株主様を対象に、当社海外工場の視察を含む旅行に、抽選で10名の株主様をご招待いたします。(毎年1回) (注) 1年以上連続保有の株主様とは、毎年12月末日の当社株主名簿に、前期末ならびに当中間期末と同一株主番号にて、連続して記載された株主様といたします。(ただし、当社の役員、社員は除きます。)

(注) 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- 1 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- 2 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
並びに有価証券報告書の確認書 | 事業年度 自 2018年1月1日
(第27期) 至 2018年12月31日 | 2019年3月28日
近畿財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及び
その添付書類 | | 2019年3月28日
近畿財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | (第28期 自 2019年1月1日
第1四半期)至 2019年3月31日 | 2019年5月14日
近畿財務局長に提出 |
| (4) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | (第28期 自 2019年4月1日
第2四半期)至 2019年6月30日 | 2019年8月9日
近畿財務局長に提出 |
| (5) 四半期報告書の訂正報告書及び
確認書 | (第28期 自 2019年4月1日
第2四半期)至 2019年6月30日 | 2019年10月25日
近畿財務局長に提出 |
| (6) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | (第28期 自 2019年7月1日
第3四半期)至 2019年9月30日 | 2019年11月11日
近畿財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第9号の2(株主総会に
おける議決権行使の結果)の規定に基
づく臨時報告書 | | 2019年3月29日
近畿財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第9号(代表取締役の異
動)の規定に基づく臨時報告書 | | 2019年12月24日
近畿財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 田 象 一 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシークス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シークス株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シークス株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 田 象 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシークス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。